

令和7年第3回本巣市議会定例会議事日程（第2号）

令和7年6月12日（木曜日）午前9時 開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	吉村知浩	2番	高橋知子
3番	瀬川照司	4番	飯尾龍也
5番	片岡孝一	6番	高橋時男
7番	寺町茂	8番	澤村均
9番	高橋勇樹	10番	今枝和子
11番	高田浩視	12番	河村志信
13番	鏑本規之	14番	臼井悦子
15番	道下和茂	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	谷口博文
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民部長	加納正康
健康福祉部長	林晃弘	産業経済部長	瀬川清泰
都市建設部長	高橋君治	水道環境部長	青木竜治
教育委員会 事務局長	高木孝人	会計管理者	磯部千恵子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	大西貞充
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	内木雅浩

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

皆さん、おはようございます。

いよいよこの地域も梅雨入りがいたしまして、湿度の多い日が続くかと思います。食事などには十分御留意されますようお願いをいたします。

また、本日より一般質問が始まりますが、活発な御討議、御議論をお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりでございます。

なお、録画放送のため、議場において一般質問を放送関係職員が撮影することを許可いたしておりますので御報告をいたします。

日程第1 一般質問

○議長（道下和茂君）

日程第1、一般質問を行います。

4番 飯尾龍也議員の発言を許します。

飯尾議員。

○4番（飯尾龍也君）

通告に従いまして一般質問をいたします。

梅雨に入りましてカエルの声も聞き、また朝晩もちょっと蒸し暑いなという感じがしますけれども、来月8月30日、東海環状自動車道西回りの本巣インターチェンジとの大野神戸インターがつながって開通するというのをもう目前にして、非常に感慨深いなという思いがあります。といいますと、私が小学校のときにその構想を聞いて、見延の前のほうに大きな高速道路が通るんだなという思いがあってから、ちょうど50年たちますね。松野国土庁長官が1981年になられて、それから45年ですか、なかなか長いお目で、ようやく目の前に現実のものとして高速道路が開通するというのは非常に感慨深いものがございます。やっぱり物事を成し遂げるには非常に時間と手間、また皆さんの御努力、御先輩方の御尽力によってこういうものができるんだなという思いと、それによって大きなメリット、要するにこの地域がこれからも、本巣市も限らず周辺の地域、町村が発展するというのを考えると非常にうれしく、これからの未来を担う子どもたちのためにもいい環境づくりができたのかな。

これをさらに発展させていくには、やっぱり人が大事だと思っております。要するに教育ですね。義務教育課程における教育、また高校、大学、また就職しても地元に戻ってくるような、そういう施策は非常に大事かなという思いがあります。というのも今、私、高校のほうのPTAの役員をしまして、1960年以降で1970年の団塊世代ジュニアが生まれた3万2,000人から、去年は9,800人

と1万人を切って、要するに3割しかもう生まれていないんですよね、岐阜県内。これ非常に危機的な状況だと思いますよね。要するに、人口統計推計でも15年早くなっているものですから、やっぱり今のうちに義務教育等もしっかり前倒しに手を打って、どうしたらいい教育を続けていくことができるかということを常に考えて行政を進めていくことは大事なかなと思ひまして、まず1つ目の本巣市のデジタル教材、今年度、1つ目、タブレット端末が機種が変更されて、今年度導入という形になるんですけれども、その辺やっぱり機種変更してどうなんだろう、実際問題、その費用対効果、子どもたちにとっていいタブレットで、最初に導入したのがよかった、それをまた更新したということはどうなんだろうという思いもありまして、まず1つ目の質問ですけど、タブレット端末機種変更理由をお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

タブレット端末機種変更理由についてお答えします。

タブレットは、未来を生きる子どもたちに必要な思考力、表現力、情報活用能力などを育て、学びの質と幅を広げる道具として教育現場において不可欠な存在となってきました。本市では、国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年度より児童生徒1人1台端末環境を整備してまいりました。このたびの第2期GIGAスクール構想においては、初期導入から約4年が経過し、端末の更新時期を迎えていることから、教育的効果や運用効果を踏まえ、次期端末について検討を重ねてまいりました。

文部科学省による「GIGAスクール構想の実現～学習者用コンピュータの調達等ガイドライン～」では、端末の調達において、ランニングコストの低減、端末利活用等に係るノウハウの共有による業務改善などを目的とし、原則として共同調達で端末を導入するよう示されました。これにより、岐阜県では岐阜県市町村等GIGAスクール端末共同調達作業部会が組織され、どの端末を選定するのかを検討してまいりました。その結果、本市は4年前Windowsを採用しておりましたが、今回は最終的にiPadを採用することに決定しました。

その理由は次の4点です。

1点目は、教育的観点での操作性の容易さ、表現力の高さです。iPadは、タッチ操作が直感的であり、特に小学校低学年の児童でもスムーズに使用することができます。また、アップルペンシルを使用することで手書きによる思考表現や図解、アート活動など、多様な学習活動への対応が可能です。学習の幅を広げ、調べる・まとめる・発表するといった主体的な学びをより豊かに支援する端末として有効であると判断いたしました。

2点目として、耐久性と持ち運びやすさがあります。iPadは軽量であり、大変丈夫で耐久性に優れています。さらにバッテリーもちもよく、一日の授業で利用しても十分に対応できます。

3点目として、iPadは教育用アプリの開発が盛んで、高い評価を受けています。さらに、O

Sの安定性やセキュリティー性が高く、授業中のトラブルを最小限に抑えられることも授業運営上大きな利点であると考えております。

4点目として、岐阜県において34市町村のうちi P a dが29市町村、クロームブックが5市町村であり、圧倒的にi P a dを採用する団体が多くあります。さらに、岐阜地区の市町は全てi P a dを採用しました。教職員は市町をまたいだ異動がありますので、操作や使用するアプリケーション等で困惑することなく迅速に対応できます。また、授業研究等でも同機種の端末を使用することで研究の効果も期待できます。あわせて、児童・生徒の県内での転出入も多く、児童・生徒にとっても同機種のi P a dであればスムーズに学習を再開できるよさもあります。

今後はi P a dを有効に活用し、誰一人取り残さない教育環境の実現を目指し、児童・生徒の学びの質を一層高めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

再質問に行きます。

当初は令和3年度に導入したWindowsで、今回はi P a dという、要するに機種変更ですね、OSが違う。それに対しての行政としての整合性はどのようにお考えか、ちょっとお尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

機種を変更した理由と、その整合性についてお答えします。

本市では、4年前の第1期G I G Aスクール構想においてWindowsを選定してまいりました。その理由といたしましては、1つ目として、それまでパソコン室でWindowsを使用して情報教育を実施していたことにあります。そのアプリケーションの主流がワード、エクセル、パワーポイントでした。特に、自分の考えをパワーポイントを用いて表現することが一般的であったため、Windowsがふさわしいと判断をいたしました。さらには、社会人となって仕事等で必要となるキーボードを使用したタイピング技能の向上を重視したこと、また岐阜県立の高等学校が全てWindowsを採用しており、高等学校までのつながりを考慮したことによりWindowsを選定しました。

しかしながら、この4年間で状況が大きく変化し、パソコンによるキーボードやマウスでしかできなかった操作が、スマートフォンやタブレットのように指1本ででき、起動も速く、直感的な操作が一般的となってまいりました。それに加え、プレゼンテーションができるツールとして、現在どの機種であってもパワーポイントを使用でき、さらにはパワーポイント以外のロイロノートなど、児童・生徒にとって使いやすいアプリが主流となってきました。

また、現在使用しているWindowsについては、次のような課題が明らかになってきました。

1つ目は、Windowsは長時間使用しているとOSやアプリのアップデートが影響し、動作が遅くなる傾向にありました。約4年間使用した現在のWindows端末では、起動にかなり時間がかかるものもあり、子どもたちが必要なときに活用できないという課題もありました。

2つ目として、Windowsはキーボードとの親和性は優れていましたが、指やタッチペンでの操作にやや弱さがあり、直接文字や絵を描くなど、子どもの表現力の幅を広げることに課題があったと言えます。

3点目として、児童・生徒がタブレットを使いこなしていくと、そのプレゼンテーションには動画や静止画といった視覚に訴えて自分の考えやまとめを発表することが多くなり、高性能なカメラ機能を持つ端末の必要性が高まってまいりました。Windowsに比べiPadのカメラ機能は性能が高く、より美しい画像のプレゼンテーションを作成することができるという声も学校から上がってまいりました。

以上の理由から、WindowsからiPadに変更することにいたしました。これらの理由からこれまでWindowsを採用していた他市町も全て今回iPadを採用している状況です。iPadの使用に当たっては、4年間で見いだしたWindowsのよさを十分に踏まえ、キーボードを使用したタイピング技能をさらに伸ばすためにiPadにキーボードを備え付け、Windowsと同様の操作ができるようにいたしました。

また、現在はインターネットを介して学習アプリを使用し学ぶ時代となり、OSが異なってもこれまでの学びは活用でき、高等学校との接続も問題ないと捉えています。今後はWindowsで高めたかった力を踏まえ、変更したiPadの利点を最大限活用した学びを充実させてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

やっぱりWindowsだとキーボード等を使って入力する、でもそれも僕の考えではやっぱり中学校ぐらいだったらいいなという思いもありますね。小学校はやっぱりiPadの操作のしやすさがある端末のほうがよろしいかと思います。

今おっしゃったようにiPadにもちゃんとキーボードを備え付けてやられるということをお聞きしまして、非常に安心しました。というのも、私の妻も教員ですけど、大学卒業するのにパソコンが使えないという学生が非常に多いと、とても就職するには困難だと、事前にしっかり学習しないと就職にも困難だということを言っております。息子も今高校でパソコンやって、Windows使っていますけど、慣れれば本当に早いですよね。そういうのも習得するにはやっぱりその世代によって機種を使い分けることも非常に大事かと思っております。非常に安心しました。

次に、義務教育におけるタブレット端末の最適な活用法を伺うわけですが、先日もフィンランドの事例が出ておりました。フィンランドは教育先進国で、1990年代からもうDX、こういったタブレット端末を使って進めておりましたが、でもそのうち年々、今2025年になりますか、昨年までの

うちで学習到達度、順位がどんどん下がっており、それはなぜかという、やっぱり本当にタブレット端末が活用されてからなのかどうかは分かりませんが、紙への教科書等に戻っております。でも、それが現実なのかなという。やっぱりでもツールですから、要するに上手に使い分けることが大事かなと思いますね、学習の段階で。

また、シンガポールは23年からもうこういうタブレット端末を導入しない、韓国においても保護者は6割ぐらい使わないほうがいいという形でアンケート等も取っております。

日本はもう第2期のGIGAスクール構想で始まっておりますので、その流れは当然としまして、やっぱり義務教育においてどのようにタブレット端末を十分活用し、それが子どもたちのためになり、アクティブラーニングであったりディープラーニングであったりというところにつながっていくのが非常に大事なんですけど、やっぱりそれはあくまでもツールであって、読み書きそろばんじゃないですけど、しっかり身につけたらどんなツールでもよろしいんですけども、そこら辺を義務教育課程において最適な活用をするにはどのようにお考えか、お尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

義務教育課程におけるタブレット端末の適切な活用方法についてお答えします。

本市では、第2期GIGAスクール構想によって、9月より新たな端末であるiPadを導入して本格的な活用を進めてまいります。タブレットは単なる紙の代替ではなく、子どもたちの学びを進化させる道具として活用するようにしていきます。

適切な活用方法といたしましては、この道具を有効に用いて、どのような学びを実現させていくのかという観点から、次の3つを特に進めてまいります。

1つ目は、個別最適な学びを実現することです。児童・生徒一人一人の理解度やペースに応じた学習が可能となるよう、ドリル型アプリ等を活用しての繰り返し学習や発展学習など多様なニーズに対応するよう活用してまいります。

2つ目は、協働的な学びを充実させることです。児童・生徒同士が意見や考えをクラウドサービスを利用してつながり、互いに学び合いながら考えを深め、グループでの資料作成、発表活動において最大限の効果を発揮できるよう授業改善を進めてまいります。

3つ目は、探究的な学びを深めることです。調べ学習や課題解決学習において、インターネットからの情報収集、プレゼン資料の作成や発信等、探究学習を支えるツールとして活用してまいります。

しかし、現在学校教育が目指す主体的・対話的で深い学びを実現するためには、ICTの活用を学習の目的に応じて適切に位置づけることが必要で、タブレットありきではなく学びの質を高める道具として活用し、今までの学びの基礎・基本である読む・書く・話す力などを身につけていくことが最も大切であると捉えています。

教育のデジタル化に先駆的な役割を果たしてきたフィンランドにおいて、読解力等が低下し、紙の教科書が見直されている動きは、単にデジタルをやめるということではなく、より子どもたちの学びに有効な方法を適切化する必要があると捉えることが重要です。教育でのデジタル技術は強力な道具ですが、オールマイティーではないことをフィンランドの事例は伝えてくれていると捉えています。

ですから、本市におけるタブレットの活用については、デジタル技術を使うこと自体が目的にならないように努め、あくまでも子どもたちの学びを助け、その可能性を広げるための道具として位置づけ、これまでの不易であるノートに自分の言葉でまとめたり、図式化して分かりやすく表したりする学びと融合させながら、思考力・判断力・表現力の力に結びつく教育を進めてまいります。その教育こそが、本市が目指す、難しい問いにも果敢に挑戦し、人と人とが関わり合って対話し、感性豊かに物事を判断して自分の言葉で説明や説得できる人材を育てることにつながります。

今後もデジタルとアナログの二項対立に陥らず、どちらのよさも生かしながら、本来の学びの本質を見失うことなく、変化の激しいこれからの社会を生き抜くための確かな学力の育成に努めてまいります。

〔４番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○４番（飯尾龍也君）

今の答弁で、やっぱり二項対立じゃなくて、しっかり子どもたちに寄り添って学ぶ体系をつくっていくと答弁いただきまして、非常に安心しました。

子どものときというのは知ることが楽しいなという僕は思いがあります。僕は小学校の頃を知ることが楽しいなという思いで、人に言われて勉強した覚えはないものですから、やっぱり知ること、知識をどんどん吸収していく、そういうときに非常にこういうツールは大事なかなと思っています。

また、より深く勉強するには、その当時、私が小学校の時代は事典しかなかったものですから、事典を参考に自主学習というのは常ずっと４年生のとき１年間ずっとやって、先生に褒められて、自主的にやっていたんですけど、やっぱりそれが自主的に物事をやることによって自主性がついたと僕は思っています。親に勉強しろと言われていないですけど、やっぱり先生に褒められて、勉強することが楽しい、知ることが楽しい、学ぶことが楽しい、それがやっぱり主体的に動く原動力になっているものですから、ぜひそういう機会を与えてやっていくことは非常に大事なかなと思っています。

また、そういう子どもたちがより深く、今度高校になったら、先日も高校の授業参観を見たらグループでグループアクティブラーニングをやっているんですね、40年前とは全然違うんですね、一方通行じゃなくて。現実はどうだろうと思いますね。やっぱりお互いに分からないことを教えながら、じゃあどうしたら分かるのかなというのを高校生のときにやってきて、それが自分たちの進路につながって、受験勉強につながっていくんだと思いますけど、ただ自分だけができるだけじ

やなくて周りを巻き込んで、しっかり自分たちのレベルアップをして、自分たちの道を探るためにはそういう形が非常に重要なと思ひまして、今の答弁を聞きまして非常に安心していました。

続きまして、2つ目の質問に入ります。

後援、協賛についてなんですが、なぜこれを取り出したかといいますと、先日イングリッシュキャンプというところの返金問題という形で、本巢市の名前がちょうどテレビの画面に映ったんですよね、瑞穂、本巢と出ていたんですよね。こんなにクローズアップされるようなところなんだなと思ひまして、これはちょっと問題あるのは、そういうマスコミがそうやってわざわざ取り上げるのかなという思ひもありまして、でも目に映ったものとしては本市は大丈夫かなという思ひもありまして、ぜひこの問題についてお伺ひしたいと思っております。

まず1つ目の、後援、協賛等にはどのようなものがございしますか、よろしくお願ひいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

後援、協賛等についてお答えいたします。

本市における後援名義の使用につきましては、申請された事業の目的に賛同し、広報物等への名称使用を許可するものであり、教育的・公益的な目的を有していること、公序良俗に反しないことなど、所定の基準に基づき審査を行っております。

一方で、協賛につきましては自治体による金銭的支援や物品の提供等を伴うものであり、本市に対して現在のところ協賛に関する申請はございません。

指摘のイングリッシュキャンプの主催団体につきましては、主催者からの申請に基づき所定の手続を経て基準を満たしていることを確認の上、後援名義の使用を承認したものであります。

当該団体は、これまでに外務省、国土交通省、内閣府の支援を受けているほか、全国の1,200以上の自治体において後援実績があることから、信頼性のある主催団体であると認識しておりました。また、一部の県や市においては協賛として物資支援を行っている例もあると承知しておりましたが、民間企業等による支援の有無については把握しておりません。

なお、本市では当該事業に対して後援を承認しておりましたが、令和5年度、6年度においては主催者側からの正式なチラシの提出がなかったため、各学校を通じて児童への配付は実施しておりません。

今後につきましては、このような点も踏まえ、後援事業の取扱いについて、より一層丁寧な対応と適切な情報管理に努めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

令和5年度、6年度はなかったという形でよかったんですけど、後援をしてくる団体というのは営利目的ではないであろうという大前提という形でそういう形、また信頼される団体ということで許可していると思うんですけど、やっぱりこうやって、多分資金繰りが悪化したのかどうか分からないですけど、非常に今SNSなんかでも行政の補助金等、また後援等を取るにはどうしたらいいかというノウハウ的なものがしょっちゅう出ていまして、どうしたらいかに行政から補助金を取るかという講座等もございます。やっぱりそういうところに民間企業が一斉に集まって、手練手管でという形で近づいているのが実情だと思いますね。やっぱりそういうお金があれば、関市のことじゃないですけど、いろんな自分の事業にメリットがあるかなという形がありますので、ぜひそこら辺もしっかり審査して、後援や協賛の許可等をしていただきたいなという思いと、次に入りますけれど、審査基準はどのようなものかをお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

審査基準についてお答えいたします。

教育委員会において後援や協賛の申請を受ける際には、本巣市教育委員会後援等名義使用基準に基づいて審査を行っております。

まず1点目は、事業の目的や内容が公益性であるかどうかです。具体的には、青少年の健全育成や国際理解の促進、教育などの向上に資するかどうかを判断しております。

2点目は、主催団体の信頼性や実績です。過去の事業実績、法人格の有無、代表者の情報、団体の活動目的などを確認し、社会的信用に問題ないか見極めています。

3点目は、事業が営利目的でないかの確認です。後援、協賛はあくまで公共的意義を有する事業が対象となりますので、営利目的が過度に強い内容や、参加費用の妥当性に疑義がある場合には慎重な対応を行っております。

なお、現在の審査は提出された申請書類や企画書に基づく書面審査が中心であり、主催者の経理状況や具体的な運営体制まで十分に把握し切れていないという課題もございます。

今回の返金に関する事案を踏まえ、今後は申請時における内部手続や基準、情報提供の在り方など再確認を行い、適切に対応してまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

そうですね、実際問題審査する場合に会社等の経理状況は多分把握されていないというのは実情だと思いますね。

私の入っている青少年育成団体でも、基本的に運営等やって、監査をしっかり公認会計士に任

せています。そういう形じゃないとなかなか信用は得られないかと思っております。ましてや、こういう後援をする団体に経理内容なんかそこまで提出する必要があるのかという形になると、なかなか難しい点がございますが、しかし一般企業では民間の審査をするサービスを利用して、取引する会社がどのような状態か、経理状況なんかは審査しているものを取り寄せて取引するというのが普通ですので、民間とは同じようにはならないとは思いますが、そのぐらい慎重にやったほうがやっぱり何でもいいのかなという思いもあります。

また、公益性の団体にしても、しっかりした財務諸表等がないと受け付けられないよというぐらいの厳しさもあっていいのかなという思いもありまして、この質問をいたしました。

続きまして、3番の本巢市の地下水についてお伺いすることにします。

なぜこれをやるかといいますと、地球温暖化じゃなくて地球沸騰化という時代において、雨が降るときは非常にすごい勢いで激甚化してまいります。昨年ちょうど秋口から全然雨が降っていなかったのが、雪という形で相当の雨水が地下に潜って多分流れていると思うんですけど、やっぱり昨年の秋口、雨が降らなかった。山のほうではため池も本当にからからなんですね。その影響はやっぱり半年後に出てくるものですから、そういうことを考えると、本巢市も地球沸騰化の時代において、確かに十分に地下水があるんですけども、また昨年の能登半島地震、1月1日にありまして、災害用井戸を七尾市ですかね、すぐ開放することによって非常に皆さん助かったという思いがあって、また本年の1月には内閣府から災害用井戸のガイドラインというのが出ました。これは要するに各市町村にしっかり災害用井戸を確保することによって、もし万が一あった場合にそれを生活用水に使うという形で、飲料水とは別に使うこと、で非常にその後の生活が安心して過ごせるということが復旧に大きいということが話されておりました。

だから、そういうことの意味も含めまして、今後の災害対策を考える場合には、やっぱり本巢市の場合も山口から真正地域に当たるまでの各自治会に1つぐらいは最低限あったほうがいいんじゃないかなという思いもありまして、それをまた動かして万が一起きた場合にその災害用井戸を生活用水に使うという形を今から準備しておくのが大切かなと思います。

もう一つは、木曽川導水路事業がもう進んでおります。事業費で2,200億の3%が投入されております。ということは、根尾川の下に3メートル強の圧水管という形で掘られるのが、2036年までの間ですから近いうちだと思うんですけど、やっぱりそういうものが横断するということは、礫層が幾つもある場合に、一旦掘ると、地下水はもう一段下へ潜るんですよね。そういうことはもうエビデンスで分かっております。

そういうことを考えた場合に、しっかり今地下水という問題を捉えて確保するために、また万が一連携都市が被災して、南海トラフがあった場合に受ける市としては、そういうものをしっかり担保しながら、避難された方たちに生活できるようにやるのも非常に大事な思いまして、この問題を問うわけでございます。

まず1つ目、災害時協力井戸の分布図と数をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、災害時協力井戸分布図と数についてお答えをさせていただきます。

災害時協力井戸は、大規模な地震が発生した際に懸念される上水道の断水による生活用水の不足に備えるため、個人や事業者が日頃から使用している井戸を災害時の地域の水源として、井戸所有者の可能な範囲で被災者に提供いただくことができるものとして登録いただいております。

現在、登録数は個人所有が19か所、事業者・団体所有が12か所の合計31か所の井戸を災害時協力井戸として登録いただいております。市ホームページにおいて登録状況を公表しております。地域ごとの内訳としましては、本巢地域は4か所、糸貫地域は10か所、真正地域は17か所を登録しております。

今後は、市ホームページで公表している洪水ハザードマップ上にその位置を順次示していくことを進めております。今後とも、分かりやすく実効性のある運用を目指していきたいと考えております。

さらに、市役所本庁舎では、今年度災害時の生活用水を確保するための手押しポンプを設置することとしており、災害時の大切な水源とできるよう整備を進め、防災力の向上を図ってまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

本巢地域4か所、糸貫地域10、真正地域17、ちょっと少ないかなという思いもありますが、私の思いとしては、農業をやってハウス栽培している方は基本的に大体井戸を掘っております。ぜひとも農業ハウスを使って農作物を作っている方の井戸をこういうところに入れると非常に数は増えるかなという思いもありますので、ぜひとも関係部局と連携しながら増やしていただけるとありがたいなという思いがございます。

万が一という場合にはこの数では生活用水を賄うにはちょっと心もとないなという思いもございます。まして、またハザードマップにしっかり明示していただくと、いざというときにここに行けば生活用水として使えるなというのがしっかり分かりますので、ぜひとも前向きによろしく願いいたします。

次、2番目、災害用井戸設置の補助金等はございますか。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、災害用井戸設置の補助金についてお答えをいたします。

大規模地震発生時における井戸の重要性については、上水道が断水した場合の水源の確保という点から非常に重要なものであると認識をしております。そのため、市では令和5年度から、災害時に地域住民が生活用水を確保するために御協力いただくことが可能な方に災害時協力井戸として登録いただく制度を創設し、先ほど御説明しましたとおり31件の井戸を登録しております。

災害時協力井戸制度は、新たな井戸を整備するのではなく、地域住民、事業者等が所有する既存の井戸を活用することにより、共助の考え方の下、市民全体で災害に備えていくという点を御理解いただき、本事業を進めているものであり、補助については考えておりませんが、災害時協力井戸として登録した際には市から表示板の交付をさせていただいております。

協力井戸は、各家庭、事業所ではふだんから利用する水源として利用されているものではありませんが、災害時には貴重な水源として活用できるものであるという点を多くの皆様に御理解いただき、この貴重な水源をいざというときに活用できるよう、維持管理を進めていただくよう今後も啓発を進めてまいります。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

基本的に災害用井戸というのは民間の形で開放するというのが位置づけですから、なかなか公的のほうで援助するというのは難しいかもしれませんが、少なくとも注意喚起、啓蒙という形で自治会に1つぐらいはあるような形がベストじゃないかなという思いでこの質問に至ったわけです。

なかなかお金を補助するのは難しいかと思いますが、やっぱりいざという時の生活用水を確保するためには災害用井戸、各自治会に1つ、2つあったほうがいいのかなという思いがございます。

続きまして、3番の環境（地下水）保全条例の検討はございませんか、よろしく願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それではお答えします。

地下水関係条例の制定状況といたしましては、令和5年10月末現在、全国では47都道府県、632市区町村の合計679の地方自治体が制定しており、条例の目的は地盤沈下の防止、地下水量の保全または地下水涵養、地下水質の保全、水源地域の保全など多様であり、複数の目的を持つ場合もございます。

現在、県内の市町村におきましては、岐阜市、大垣市、高山市、中津川市、恵那市、各務原市、山県市、飛騨市、東白川村の8市1村が条例を制定しております。

条例の内容につきましては、地下水の採取行為などに対しての水量の規制や水質を保全するための水質規制、水源地域を保全するための規制などがあり、条例の名称は地下水保全や環境保全、水道水源保護など様々な名称がつけられております。

県では、東海三県地盤沈下調査会と連携し、濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づき、岐阜・西南濃地域約350キロ平方メートルの範囲を対象に地盤沈下等の状況を調査しており、令和5年度の状況につきましては面的沈下は認められず、安定していると報道発表されております。

また、本巣市における地下水の状況を見ますと、現在上水道の水源としても水質、水量は安定しており、水質検査でも異常が検出されていないことから、安全・安心で良質な地下水であると考えておりますので、環境（地下水）保全条例の検討につきましては現時点では考えておりません。

〔4番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

飯尾龍也議員。

○4番（飯尾龍也君）

まだ検討はされていないという形ですね。

なぜ僕がこれを提案するかというと、今リニアで瑞浪の大湫地区、井戸の水がかれちゃってどうしようもない、JR東海のほうもバンザイという形で、何の手も施しようのない形になっております。あんなことが起きないようにという思い、あれは多分リニアですから大きいですね、多分10メートル強のトンネルかと思いますけど、しかしながら本巣市においても今後木曽川導水路が、多分横山ダムのところで標高80メートルくらいから各務原までで40メートルですから、40メートルの標高差で自然落下で導水路が設置されてきます。

そうしますと、山口の時点で大体あそこら辺が標高40ぐらいだと思います。そこから多分地下を掘るもんですから、根尾川の下、そうした場合、やっぱり地下水の水脈が変わると思うんですね、掘ることによって、ましてや横断しますから、どのぐらい、全く変わらないのか、変わらないにこしたことはないですけど、変わって、今まで既存の70メートルの地下水を掘っていたけど、あれ、もう全然取れない、地下水が上がってこないよということでは、ちょっとこれはまずいかなと思ひまして、今のうちにしっかり地下水、環境保全、本巣市の財産ですから、これを守るためにもしっかり条例を制定して、もし万が一あったときはしっかり対応していただくというのも、やっぱり行政の先手先手を打ってやるのが大事なかなと思いますので、本巣市の財産、地下水、全てだと思いますので、そういう思いでこの質問に至ったわけです。

水は本当に生きる上で非常に大事です。飲むだけではなく排せつ、いろいろなものに使うわけですが、今まで、先日も水道水が全国で料金を上げるという形でやむなし、やっぱりこれから持続可能な水道事業をやっていくには難しい、そんな中で、地下水なんて非常に大事なものです。そのためにはこの本巣市の財産である地下水を守って、本巣市は今までが本当に安定供給できるような地下水ですから、ただ同然でという形で使っていますけど、やっぱりこれは今の世代が受け継ぐものでもあり、また将来の世代にしっかり受け継いで守っていくことも非常に今やって

いく事案だと思いますので、ぜひとも前向きに検討していただき、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続いて、5番 片岡孝一議員の発言を許します。

片岡孝一議員。

○5番（片岡孝一君）

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従って、一問一答方式で、大きく分けて2つの一般質問をさせていただきます。

それでは、1つ目の質問をさせていただきますが、本巢市民の生命と財産を守るための災害に強いまちづくりについて。

災害に強い本巢市にするためには、1つ、市民の防災意識を高め、防災計画の策定や、2つ、道路、鉄道、水道、電気、ガス、通信網などのインフラ整備、3つ、防災設備の整備、4つ、連携強化が最も重要だと思いますが、災害が起こってからでは遅いので、災害が起こる前に災害に強い本巢市にするために、1項目め、突然大雨とか突風が吹いたり、竜巻が起こったり、急に天候が変わることがあり、川に流されたりすることがあったり、本巢市もアンダーパスとかありますので、大雨とか天気の子知促進とか、災害を避けるための本巢市としての災害の子知方法はどのように考えられておられますか。

例えば、竜巻注意報が出たりしたら、もとメールとかで市民に即座に発信したらよいと思いますが、どのように市民に周知していくのか。市民の命を守るために市民に即座に周知できるシステムづくりは構築できないか、御見解をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、災害の子知方法をどのように市民に周知をしていくかについてお答えをいたします。

災害に強いまちづくりを進めるためには、気象情報や防災情報を市民に迅速かつ的確に周知することが極めて重要となります。

市では、この情報を提供するための方法といたしまして、防災行政無線による避難情報の提供を行っているほか、もとメールによる気象情報の提供を行っております。メール、LINEによる提供に加え、昨年度よりスマートフォン向けアプリでの情報提供を開始しております。このアプリでは、これらの情報を提供するほか、国や県が提供する川の防災情報や土砂災害の警戒に関する情報を得るためのホームページへのリンク等をまとめており、市民自らが防災行政無線の音声データやその他の防災情報のみならず、市の様々な情報を得るための手段となるようサービス提供を行っているものでございます。

このほか、Lアラートにより避難情報等の災害情報を提供しており、避難情報を含む災害関連情

報をテレビ等の放送局やアプリ事業者などの多様なメディアを通して、住民に迅速かつ効率的に情報提供を行い、スマートフォンの利用ができない方にも情報が伝達できるよう、その手段を確保しております。今後も多様な方法により市民への確実な情報提供を行うことができるよう、体制の整備を進めてまいります。

〔５番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

片岡孝一議員。

○５番（片岡孝一君）

ちょっと再質問であれですけれども、もとメールとかＬＩＮＥですね、どのくらい的人数が登録されておられますでしょうか。御見解をお願いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをいたします。

もとメールの登録者数でございますけれども、こちらにつきましてはメールかＬＩＮＥかどちらかということでございますが、メールにつきましては615名、ＬＩＮＥにつきましては2,210名の方が現時点で登録をされております。

また、先ほども御説明させていただきました防災アプリでございますけれども、こちらにつきましては今現在約1,400名の方が登録されているところでございます。

〔５番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

片岡孝一議員。

○５番（片岡孝一君）

ありがとうございます。

もとメールやＬＩＮＥに2,800人ぐらいと、あと1,400名ぐらい登録されておられるということで、すけれども、本当に本巢市の人口から考えるとまだ情報提供が伝わっていないような気がします。今後も多様な方法により、本巢市民への確実な情報提供を行うことができるようによろしく願いいたします。

２項目め、昨年お正月に家族団らんで多くの方がくつろいでいた１月１日午後、能登半島で突然大きな地震があり、私もびっくりしましたが、災害はいつ起こってもおかしくないなど実感しました。

羽島市に、命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例がありますが、本巢市として万が一の事態に備えて、災害時に自分で避難することが困難な方を支援するために、地域で共有するための要避難・要支援避難者の確認や、地域の状況に合わせてきめ細かい避難計画など準備を事前にする必要

があると思いますが、本巢市としての災害に強いまちづくりをするための政策は、御見解をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、災害に強いまちづくりのための政策についてお答えをさせていただきます。

羽島市が定める命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例につきましては、市民の生命・財産を守るため、災害からの安全確保と減災を図ることを目的とし、市民と行政が一体となって防災活動を推進することを目指すための基本理念等を定めた条例であると認識をしております。

本市においても、住民の安全を確保し、災害発生時に迅速かつ的確な対応を行うための指針として本巢市地域防災計画を策定し、本市の地域特性、過去の災害事例、災害に対するリスク等を評価し、必要な防災対策、減災に向けた取組等、防災・減災に関わる内容を包括的に定めております。

さらに、この計画を具体的な行動として行えるよう、災害対策本部では各部署におけるマニュアルの整備を進め、自治会や自主防災組織では自主防災組織初動マニュアルを示すほか、地区防災計画の策定に順次取り組んでいただいているところでございます。

また、市地域防災計画は定期的に見直しを行っており、常に最新の情報と対策を反映させながら、全国で発生した災害において得られた教訓等を踏まえ、本市の防災力の向上を目指し、計画の改定を行っております。

今後とも市民の生命・財産を守り、災害に強いまちづくりを進めていくため、市の防災・減災の根幹となる本計画を市民に周知していくとともに、本計画に定めた内容を確実に実行できるよう体制の整備に努めてまいります。

〔5 番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

片岡孝一議員。

○5 番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も本巢市民の生命・財産を守り、災害に強いまちづくりを進めていくために、本巢市の防災・減災の根拠となる地域防災計画を市民に周知していくとともに、確実に実行できるように体制整備をよろしくお願いいたします。

3 項目め、本巢市民の生命を守るためにお金を使うことは大切でありますので、市民の安全と安心を確保し、本巢市の未来を明るくするために、災害に強いまちづくりをするための人とお金をどのように確保していますか、御見解をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、災害に強いまちづくりのための人とお金の確保につきましてお答えをさせていただきます。

災害に強いまちづくりを進めるためには、人材の確保は大変重要です。災害発生時には公的な人材だけでは対応が不可能であるという点は既に社会的に広く認知されており、市では自助・共助による体制の強化を図るため、これまで自主防災組織への支援や防災士の育成に取り組んでおります。

自主防災組織への支援では、自主防災組織の活動補助、資機材の確保等には、自主防災組織活性化補助により支援に取り組み、防災士の育成では、それまで個別支援として防災士養成講座へ受講費用を助成していましたが、令和4年度からは日本防災士機構の認可を受け、防災士養成講座を本市で開催することにより、より多くの防災士養成に取り組み、300名を超える防災士が既に誕生しております。

また、毎年、市内防災士を対象にフォローアップ研修会を開催するとともに、防災士の育成に努めるとともに、今年度は防災士組織の立ち上げを支援し、避難所運営等での共助、強化を図っていきたいと考えております。

次に、公助の観点では、能登半島地震等に課題であったトイレ問題を解決するため、国や県からの補助金等を活用し、トイレ付災害対策車両「MARU MOB I」や各避難所へポータブルトイレ等を整備するとともに、各避難所へ飲料水や非常食、災害救助用毛布を備蓄するなど、ハード・ソフトの両方の面から体制を強化しております。今後とも自助・共助・公助の3つの観点から、災害に強いまちづくりを進めるため、地域の防災力を高める取組を継続的に進めてまいりたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

片岡孝一議員。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今月の14日の防災士フォローアップ研修会に私も参加しますが、今後も防災士の育成に努めるとともに、防災組織の立ち上げの支援や避難所運営等、共助強化をよろしく願いいたします。

2つ目の質問をさせていただきますが、地域のつながりを強め、常日頃から支え合えるようにする本巢市の取組について、行政主体ではなく、地域の人たちが家族のようにみんなで助け合って安全・安心な本巢市にするために、1項目め、安心・安全な地域社会を築くためには、犯罪のないまちづくりを進めることが重要です。犯罪の未然防止は各家庭での防犯対策の重要性を高め、広域コミュニティでの協力体制を構築すること、そして犯罪の未然防止のみならず、再犯防止につながる取組も重要です。犯罪を未然に防ぐための本巢市の取組と新たな取組の検討は、御見解をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、犯罪を未然に防ぐための本巢市の取組と新たな取組の検討についてお答えをさせていただきます。

本市では、犯罪を未然に防ぐため、市職員による青色回転パトロールを定期的を実施するとともに、令和5年度からは自治会が設置する防犯カメラ設置に対する補助事業を開始し、現在までに4自治会が6台を設置しております。

令和6年の本市の犯罪件数は255件であり、令和5年に比べ34件減少しており、コロナ禍前の令和元年に比べると78件減少しておりますが、全国的には高齢者を狙った特殊詐欺等の犯罪は増加の一途をたどっており、市内の詐欺犯罪も令和6年は3件と少数でしたが、例年10件程度発生しております。

令和2年の国勢調査では、本市の65歳以上の高齢化率は30.5%、65歳以上の世帯がいる世帯は約53%、そのうち高齢独居世帯約10%、高齢夫婦世帯は約15%となっております。今後、高齢者人口がさらに増加することが見込まれ、特に高齢者のみとなる世帯への配慮が必要であることから、市では、市交通安全大会など的高齢者やその関係者が集まる場での犯罪被害防止に関する講話や寸劇による啓発に取り組んでおります。また、高齢者等が悪質商法等の被害に遭わないように、警察の要請により必要に応じて防災行政無線、もとメールにて注意喚起をしております。

さらに、高齢者本人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するため、自治会や社会福祉協議会との連携により高齢者の見守りを目的とした消費者被害防止ネットワークを構築し、関係機関と情報交換、連携を図っております。今後とも、犯罪等の注意喚起や地域ぐるみで安全対策を推進していくとともに、地域全体で高齢者の安全と安心の確保に取り組んでまいります。

〔5番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

片岡孝一議員。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

今後も犯罪等の注意喚起や地域ぐるみで安全対策を推進して、地域全体で高齢者の安全と安心の確保に取り組んでくださいますよう、よろしくお願いいたします。

2項目め、令和5年3月に都道府県、市町村における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に、市町村、都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援についての国マニュアルの改正がありました。

また、山口県の周南市では、高齢者虐待防止法、養護者支援法が作成されていますが、高齢者虐待を防ぐために、地域の人たちが支え合っていけるようにするための今後の本巢市の高齢者や障が

い者への配慮の強化の取組は、御見解をお願いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それではお答えします。

本市におきましては、主に3つの見守り事業を展開しており、1つ目の事業といたしまして、本巣市地域見守り協力事業所等連携事業がございます。新聞、電気、ガス、運輸、宅配、郵便業務などを行う市内38の事業所と協定を締結しており、その協力事業所等は、その業務、団体活動その他の活動を通して高齢者等の安否の確認、援助の必要性その他の見守り活動を行い、活動中、高齢者等の異変に気づいたときは市に連絡することとしております。

2つ目の事業として、民生委員・児童委員の活動の一つに、年に5回、独り暮らしの高齢者宅に日用品等を持参して訪問し、安否確認や困り事など話を聞きながら支援につなげる高齢者ぬくもり訪問事業がございます。訪問した際、複雑化、複合化した課題や支援ニーズを把握した場合には、福祉総合相談室内の地域包括支援センターによる訪問支援につなげるなど、アウトリーチを想定した支援体制を整えております。

3つ目の事業として、緊急通報体制支援事業がございます。

65歳以上で独居の方や、高齢者世帯で一方が寝たきり高齢者などである世帯について、緊急通報装置を貸与し、緊急時の際は設置者のコールセンターにつながるようになっており、そこから救急車の出動要請や設置対象者の親族、緊急通報協力員に連絡し、安否の確認を行う体制が整えられております。

これらの見守り事業以外に、各地域の支え合いや交流の場として、地域の公民館などを活用し、高齢者が明るく楽しく集い、健康維持の場となるふれあいサロンや、高齢者がいつまでも元気で生活していくために小物作り、脳トレ、レクリエーションなどを行いながら楽しく健康づくりをする場所としまして、介護予防活動を行う住民主体の団体が開催する集いの場、さらには地域の単位クラブごとに多様な社会活動を行い、明るい長寿社会づくりに貢献する老人クラブなど、様々な交流の場所や機会の確保に対する支援をしております。

また、市では災害時の避難に支援が必要な方の避難行動要支援者名簿を策定し、提供同意がある方については自治会等自主防災組織に提供することで対象者の把握に努めていただいています。さらに、登載者を対象に作成する個別避難計画の策定が困難な方については、自治会と連携して策定することで、自治会も支援が必要な高齢者及び障がい者の状況を把握できることから、地域の見守りにも寄与しています。これらの高齢者、障がい者の見守りや支え合いを実施することで虐待の抑止につながり、もし発生した場合には速やかに対応できるよう市が設置する福祉総合相談室と市社会福祉協議会やその他関係機関とが連携を密にし、対応しているところでございます。

しかしながら、こうした行政や関係機関による見守りにも全地域を常時網羅するには限界があり、

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けていただくためには、見守る人、見守られる人を特定せず、日々の生活の中で見守りの輪を広げていただき、地域の皆様の少しの異常も見逃さない体制整備が必要と考え、近隣の方の気づきの通報による見守りの輪を広げていただきますようお願いするところでございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

片岡孝一議員。

○5番（片岡孝一君）

ありがとうございました。

本当に、地域でも公民館でふれあいサロンとか、お茶会とかしながら、やはり交流をしながら、地域の安全確認をしながら、本当にみんなで助け合っていくということが本当に大切だなということを感じております。

今後も高齢者や障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるように、日々の生活の中で見守りの輪を広げていけるように、また地域の皆さんと子どもたちや親さんたちとみんなで助け合いができ、支え合っていけるような本巢市のまちづくりに御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩をいたします。15分間休憩といたします。10時30分より開会をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時29分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは、再開をいたします。

続いて、6番 高橋時男議員の発言を許します。

高橋時男議員。

○6番（高橋時男君）

議長の承諾をいただきましたので、通告書に基づきまして順次質問をさせていただきます。

この4月より、会派名が自民結いの風から本巢自由の会に変わりました。心機一転、気持ちも新たに頑張っていきたいと思っております。

また、今日も私のためにと地元の大勢の方々に応援に来ていただいておりますので、その期待に応えられるよう頑張って質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

質問に入ります前に、先月の5月10日、11日と高田議員と一緒に能登へボランティアへ行ってきましたので、簡潔に現地の現況をお伝えさせていただきます。

ちょうど1年前にもボランティアに参加させていただきましたが、そのときはとにかく見渡す限り屋根一面にブルーシートが張られた光景でありましたが、現在はところどころの家屋が棟の一部

分をブルーシートで覆っている程度になっておりました。また、1年前は倒壊した民家が数多くありましたが、今なお倒壊している家屋はありましたが、公費解体が進んだこともあってか、きれいに整地され、多くのところが更地になっていました。

その一方で、宿泊した輪島市町野町、そしてボランティア活動をした珠洲市大谷町ともに、昨年9月の記録的豪雨によります被害の爪痕がそのまま残っているところがありました。土砂崩れした山々、その土砂崩れによって押し潰された家屋や車、また河川氾濫によって家の1階、ひどいところは2階にまで土砂が入った家屋や、中には昨年1月の地震、そして9月の集中豪雨で二重被災していると思われる家屋も数多くありました。

昨今、能登に関する報道やニュースはめっきり少なくなったような気がしておりますが、現地を訪れて改めて感じたことは、能登の復興はまだまだ道半ばで、インフラの復旧すらも十分に進んでいるとは言い難い状況です。今後も微力ながらも被災者の方々を応援していきたいと思っておりますし、能登の震災を絶対に風化させてはならないと改めて痛感をした次第でございます。

さて、本題に戻りますが、今日は私、2つの質問をさせていただきます。一つは、市内の幼稚園、学園、小・中学校施設内での安全対策について、もう一つは、高齢者の外出支援策「割引乗車制度」の検討についてです。

それでは、早速、1つ目の市内の幼稚園、学園、小・中学校施設内での安全対策についてから質問をさせていただきます。

初めに、今回なぜこの質問をしようと思ったか、理由からお話をさせていただきます。

御承知のとおり、先月の5月8日、東京都立川市の小学校に男2人が侵入し、教職員5名の方がけがを負うという暴行事件が発生いたしました。幸いにも児童にはけがはなかったものの、事件は授業を受けていた児童らの目の前で起きたとされており、その恐怖はいかばかりかと想像いたしますと、とても胸が痛みます。また、令和5年3月には埼玉県戸田市の中学校に不審者が侵入し、持っていた包丁で教員を切りつけるという事件が発生しています。そして、忘れもしない平成13年6月に起きた大阪府池田市の小学校の児童殺傷事件、今年で丸24年が経過しました。侵入してきた男に小学1年生の児童8人が殺害されるという痛ましい事件は、日本中を震撼させました。昨今、このような学校侵入事件が全国各地で頻発している現状です。

私は、施設内への不審者の侵入は地震と同じでいつ起こるかは分かりませんが、地震とは違って事前の対策、対応次第では不審者の侵入を未然に防止することができると考えています。文部科学省は、令和5年に起きた埼玉県戸田市の事案を受けて、学校施設環境改善交付金において、防犯カメラやインターホン、オートロックシステム等の整備について、2023年度から今年度、2025年度までの3年間を集中支援期間と定め、自治体側に対する導入コストの補助割合を3分の1から2分の1に引き上げ、また補助下限額を400万円から100万円に引き下げるなど不審者の学校侵入防止対策を強化することとしています。

今回、本市の幼稚園、小・中学校施設内への不審者等侵入対策の現状を確認させていただくとともに、対策の見直しが必要なものについては、国の補助事業を活用し、整備してはどうかとの思い

から質問をさせていただくものであります。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。

防犯カメラ、オートロックシステム、モニターつきインターホン等、侵入防止対策の現状について伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

侵入防止対策の現状についてお答えいたします。

本市では、児童・生徒及び園児の安全確保を最優先課題と位置づけ、不審者等による施設への侵入を未然に防止するための対策を進めております。

防犯カメラの設置状況について、現在、全ての小学校、中学校及び義務教育学校に各4台ずつ設置しております。幼稚園においては、園の規模や構造に応じて2台から6台を設置しております。これらの防犯カメラは、出入口や校門・正門、さらには敷地内の死角となりやすい場所に重点的に配置しており、職員室から常時モニターで確認できる体制を整えています。また、防犯カメラ周辺には「防犯カメラ作動中」のステッカーを掲示し、抑止効果の向上を図っております。

次に、オートロックシステムの導入状況についてですが、幼稚園では8園のうち6園において来客対応の玄関にオートロック機能を備えた扉を設置しております。一方、残る2園と各学校は、玄関を常に施錠し、インターホン等で来客対応を行っております。

モニターつきインターホンについては、幼稚園及び学校の来客用出入口に設置しており、来訪者はインターホンを通じて用件を伝え、職員が映像と音声を確認し、解錠する体制を取っております。一部、モニターつきインターホンを未設置の幼稚園や中学校もありますが、それらの施設では来客用出入口が職員室から目視できる位置にあり、同時にインターホンで用件を確認した後、職員が解錠する対応を行っております。あわせて、来訪者には氏名の記入と名札の着用を義務づけることで、不審者との区別を徹底しております。

今後も子どもたちの命と安全を守ることを大切にし、安全設備の整備・更新を進めるとともに、危機感と責任感を持って安心・安全な教育・保育環境の確保に取り組んでまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋時男議員。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

それぞれの幼稚園、学校の規模や構造に応じて対策がなされていることが確認できましたが、オートロックシステムについては、6つの幼稚園に設置されているものの、2つの幼稚園と学校についてはインターホンによる来客対応を行っているとの答弁がございました。確かに入れ替わり立ち

替わりで来校者があるようなことはあまりないのかもしれませんが、現状では来校者があるたびに教職員がロックを解除しに行かなければならず、多忙化にもつながりかねません。職員室からロックを施錠、解除できるシステムを導入することによって、子どもたちの安全と、そして教職員の多忙化の解消、双方の条件がクリアできると思いますので、設置に向けての検討をお願いしたいと思います。

次に、2点目の質問をさせていただきます。

防犯用備品の配備状況について、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

防犯用備品の配備状況についてお答えいたします。

本市では、不審者対応をはじめとした緊急時の初動対応が行えるよう、防犯用備品の配備・整備をしております。

現在の配備状況につきましては、さすまたについて、全ての幼稚園、小・中・義務教育学校に配備しており、園や学校の規模に応じて3本から9本程度設置しております。このほか、防犯ホイッスルは教員が携行するか教室に常備し、緊急時には周囲に素早く異常を知らせることができる体制を整えております。また、各教室には職員室と直通のインターホンや固定電話を設置しており、管理職等への迅速な連絡が可能な体制を構築しております。一部の学校では催涙スプレーや不審者の侵入を隣の学級に知らせるためのレッドカードなどを導入しており、それぞれの現場の実情に応じた工夫をしております。児童・生徒に対しては、自らの身を守るために防犯ブザーの携行を推奨しております。

さらに、これらの備品の整備だけではなく、教職員に対する不審者侵入対応訓練や実践を想定した訓練の実施、地域住民や警察と連携した見守り活動の強化などにも注力しているところでございます。

今後は、国・県の指針、他自治体の先進事例などを参考にしながら、さらなる対策の検討を進めてまいります。そして、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、安全な環境づくりを目的として防犯体制の一層の充実を図ってまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋時男議員。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

さすまたについては、市内の全幼稚園、学校に配備されていること、また大変いい対策だと思いましたが、教員が防犯ホイッスルを携行もしくは常備していること、さらには各教室に職員室と

直通のインターホンや固定電話が設置されているなど、有事の際は素早く異常を知らせる体制が取られているということが確認できました。

不審者が侵入し、不法な有形力の行使に及んだ場合、子どもたちの命を守るため、教職員の方々は自分の命を守りながらも不審者に対応してもらわなければなりません。さすまたは、私も金融機関に勤めていたときに訓練で使ったことはありますが、不審者と一定の距離が保てるという利点はある一方、面と向かって対応しなければならず、使いこなすのも大変です。

私は知りませんでしたが、防犯機器の一つに、ネットランチャーといって、スイッチを押せば瞬時に網が飛び出し、不審者に絡まり動きを抑制できるというものがあるようでして、不審者との接触を避けることもでき、また避難する時間も稼げるなど大変実用的な機器であるということです。防犯用備品についても再確認をお願いしたいと思います。

また、有事に備えて次のようなことを徹底している学校もあるようです。既に本市が行っているものもあるかもしれませんが、御紹介をさせていただきます。

有事の際は敏速に行動ができるようにと、教職員の履物はサンダルやスリッパではなく靴を履くようにしている、職員室の机の配置は室内への出入口に向かう形で配置している、パソコンを使わないときは必ず蓋を閉じ、少しでも見通しをよくしているなど、ちょっとしたことですが、有事への備えをしている学校がございます。備えあれば憂いなしです。今後とも安全な環境づくりに努めていただきますようお願いします。

さて、文部科学省は令和5年7月に、全国で実施した学校の危機管理マニュアルの点検結果を公表しています。その結果によれば、回答のあった全国4万8,485の学校のうち、98.7%の学校が危機管理マニュアルを作成しており、このうち侵入者侵入に関わる防犯対策を記載している学校は95.9%ですが、1. 校門、2. 校門から校舎の入り口、3. 校舎への入り口の3段階でのチェック体制の学校は59.6%という結果にとどまっています。

そこで、3点目の質問をさせていただきます。

本市は、不審者侵入及び不審物等への対応マニュアルの策定はされているのかをお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

それでは、対応マニュアルの策定についてお答えいたします。

市内の各幼稚園及び各学校における不審者侵入や不審物等への対応につきましては、平成13年に発生した大阪教育大学附属池田小学校の事件を受けて当時より対応マニュアルを策定し、その後も見直しや実践を重ねながら改善を図ってまいりました。

平成30年には、文部科学省より学校の危機管理マニュアル作成の手引が示されました。これを受け、市内の各学校においても危機管理マニュアルを全面的に見直し、実効性のある内容へと改訂を

行ってまいりました。この中には不審者対応マニュアルも含まれており、不審者侵入時における教職員の役割分担、子どもの安全確保、館内放送の内容、緊急通報の方法、避難誘導の手順など、具体的な対応策を整理しております。

また、令和3年6月には文部科学省より学校危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドラインが示され、さらなる改善の視点が提示されました。これに基づき各園・学校では、不審者の識別方法や初期対応、退去要請に応じない場合の通報手順などについて対応の具体化と改善を進めております。こうした対応内容は、不審者侵入を想定した実地訓練を通じて検証され、訓練で得られた課題を踏まえて随時マニュアルの改訂を行っております。

また、万が一の事態に備え、マニュアルの策定にとどまらず、日常的な実践が重要であると認識しております。そのため、教職員のみならず児童・生徒にもマニュアルを共有し、平時から内容の理解を深めていくことが重要だと考えております。

不審者が校内に侵入した場合には、相手に気づかれずに教職員間で情報を共有し、児童・生徒に対して迅速な対応を取る必要があります。そのため、緊急放送で使用する特定の用語や文案をあらかじめ定め、児童・生徒とも共有することにより、状況に応じて自ら判断し、命を守る行動が取れるよう、防犯教育の充実にも努めてまいります。

今後も、必要に応じてマニュアルの見直しを行い、より実効性のある安全対策を継続してまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋時男議員。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

対応マニュアルについては作成がされており、見直し、改善を図ってきているとのことですが、ここで再質問をさせていただきます。

マニュアルについては、教職員のみならず児童・生徒にも共有しているとの答弁がございましたが、保護者には共有されているのかをお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

保護者との共有についてお答えいたします。

不審者が校内に侵入した場合には、保護者への直接的な連絡は行っておりませんが、不審者情報については学校配信メールを活用して、できるだけ迅速かつ正確に保護者へ周知し、注意喚起を行っております。

また、登下校時の安全確保のために保護者や見守り隊の協力を得ており、防犯ブザーの携行や家

庭での話し合いを促すなど、日常的な安全指導も保護者と共有しながら進めています。

今後も、保護者、地域と連携し、子どもたちの安全確保に努めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋時男議員。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

私は、今の保護者世代の方々というのは、地震や火災の避難訓練に関しては経験もされておりまして何をするのかは分かるのかと思うんですが、不審者に対する訓練に関しては、経験が少ないとか、あるいは全く経験がないという方も多いのではないのでしょうか。そんな中で、マニュアルを保護者に共有することによって、学校がどのような対応や対応策を考えているのか、また準備をされているのかということが知ることができ、ひいては家庭で話題にすることによって子どもの防犯意識も向上していくのではないかと考えています。マニュアルの全てを共有することは難しいということであれば、必要最低限のものだけでも共有してはどうかと思います。ぜひ一度御検討をお願いしたいと思います。

次に、4点目の質問をさせていただきます。

不審者侵入に対する訓練の実施状況について、訓練は実施されているのか。実施されているのであれば、その内容や開催頻度、対象学年等についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

不審者侵入に対する訓練の実施状況についてお答えいたします。

不審者の侵入に備えた訓練については、池田小学校で発生した痛ましい事件を契機に、その重要性が強く認識されるようになり、本市においても継続的に訓練を実施しております。

市内の各幼児園及び各学校では、全園児、全児童・生徒及び全教職員を対象に不審者対応訓練を実施しています。

幼児園では、園内への侵入を想定した避難誘導訓練や近隣に不審者が出た場合の対応訓練、緊急通報システムの操作訓練など、年間を通じて複数回実施しています。また、一部の園では北方警察署の協力を得て訓練を行っています。

各学校においては、年に1回、全児童・生徒及び全教職員を対象にした不審者対応訓練を実施しており、この訓練は北方警察署生活安全課の協力の下で行っております。訓練の実施に向けては、侵入口や侵入経路、想定される教室、避難の合図やメッセージ、避難経路などについて、学校の担当者と警察とが綿密な打合せを行った上で実施しています。

さらに、一部の学校では、警察官の職員を招いた事前研修を取り入れるなど、訓練の質の向上に

も努めています。訓練は、児童・生徒に事前に予告を行わない抜き打ち形式で実施し、実効性を高めており、訓練後には課題の洗い出しを行い、警察の助言を受けながら改善を図っております。

危機管理マニュアルを作成しても、不測の事態が発生した場合には必ずしもマニュアルどおりに行動できるとは限らないため、万が一の事態においても適切に対応できるよう実践的な不審者対応訓練を実施することが必要となります。また、日常生活において、どのような部分に危険が潜んでいるかを児童・生徒に理解させ、防犯意識を高めることによって、犯罪に巻き込まれるリスクを軽減できると考えております。

今後も、児童・生徒一人一人が自分の身を守る力を身につけ、教職員も的確に対応できるよう、防犯意識の向上と実効性のある訓練の実施に引き続き努めてまいります。

〔6番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋時男議員。

○6番（高橋時男君）

ありがとうございました。

不審者対応訓練が市内幼稚園及び各学校で、全園児、全児童・生徒及び全教職員を対象に実施されているということで安堵いたしました。

私は、近年、自然災害や火災等と同等もしくはそれ以上の頻度で不法侵入に関する事件が起きているように感じております。ぜひ訓練についても、既に一部の幼稚園で実施されている北方警察署の協力を得た訓練であったり、また一部の学校で実施されている児童・生徒に事前予告を行わない抜き打ち形式での訓練など、ほかの幼稚園や学校でも取り入れることはできないか、また学校での年1回の訓練を複数回に増やせないかなど、いま一度訓練の内容、回数等についても検討いただきたく思います。

防犯対策は決して華々しいものではなく、どちらかといえば目立たない地道なものです。また、どれだけの対策を講じて万全を期せるものではないとは思いますが、安心して楽しく学ぶはずの学校において子どもたちの安全が脅かされることがないように、今後も引き続き本市の幼稚園、小・中学校における防犯体制の強化に努めていただきますことをお願いいたしまして、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、高齢者の外出支援策「割引乗車制度」の検討についてです。

初めに、質問理由からお話をさせていただきます。

現在、本市には高齢者の外出を支援する事業として、シニア元気いきいき支援事業と高齢者タクシー利用助成事業の2事業がございます。シニア元気いきいき支援事業とは、ぬくい温泉利用券の交付により交流の場を増やすことで、心身ともに健康で元気な高齢者をつくり、介護予防につなげることを目的とした事業です。また、高齢者タクシー利用助成事業とは、運転免許を持っていない在宅の高齢者がタクシーを利用する際の運賃の一部を助成することで、高齢者の社会生活の範囲を広げることを目的とした事業です。この2つの事業のうち、既にシニア元気いきいき支援事業につ

いては今年度限りとし、令和8年度から事業の廃止が予定されております。

このシニア元いきいき支援事業ですが、始まりは平成27年度、市内の資源であります樽見鉄道、うすずみ温泉を利用し、国庫補助金を原資に開始された事業ですが、翌年度には国庫補助事業も終了し、それ以降は財源は全額を市が拠出しており、今年度は本事業の予算として273万円が計上されています。また、御承知のとおり、現在、うすずみ温泉が休館となっているため、ぬくい温泉での利用券となっています。

私は、本事業の目的が高齢者の外出を支援するという観点からしても、また市内の北部地域の方が最南端にあるぬくい温泉を果たしてどれだけの方が利用されるのだろうかと考えますと、今年度をもって事業が廃止となることについての異論はございませんが、しかしそうなりますと、本市の高齢者への外出支援事業はタクシー利用助成事業だけになってしまいます。

本市の高齢化率は、平成28年には27.5%でしたが、令和2年には30.0%となっています。また、地域別では南部と北部で差があり、真正地域は24.9%、糸貫地域は29.2%、本巣地域は36.5%、根尾地域に至っては54.0%と、2人に1人が高齢者という状況となっています。今後、本市が一層の高齢化が進むことを鑑みれば、引き続き高齢者に対する支援やサービスの提供は必要であると考えます。

現状、本市では高齢者が外出しようとする際、公共交通機関による移動手段としては、タクシー、市営バスのもとバスが岐阜バス、それに樽見鉄道のいずれかになるかと思います。現在、タクシーについては、一定の条件の下、先ほど申しました高齢者タクシー利用助成事業がございいますが、バスや鉄道には乗車割引のような制度はございません。

今回、高齢者が外出しやすい環境・体制を構築するため、市内を走る岐阜バスと樽見鉄道利用時の支援の提案をさせていただくことで、今後、新たな事業を検討するきっかけになればとの思いから質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、1点目の質問をさせていただきます。

高齢者の外出や社会参加を支援することの重要性の認識について、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えいたします。

高齢者が外出し、社会に参加することは、身体的及び精神的な健康を促進し、外出することで適度な運動ができ、心身の健康維持につながるとともに、他者との交流を通じて孤独感を軽減し、精神的な安定をもたらします。

高齢者は、加齢に伴い、様々な要因で外出頻度が少なくなり、生活空間が屋外・地域から自宅内へと狭小化し、活動性が低下することで、廃用症候群の発症や認知症、鬱傾向といった症状にも関連し、要介護状態への移行リスクを併存している可能性が高くなると言われており、高齢者の外出

や社会参加を支援することでメンタルヘルスやフレイル予防にもつながるものと考えております。

さらに、高齢者自身が外出や社会参加することで、自身の存在意義を感じることができ、生きがいを得ることにもつながります。社会参加は高齢者にとって自己実現の場となり、充実した人生を送るための重要な要素となると認識しており、これらの支援策を充実させることで、高齢者が安心して生活できる環境を整え、より豊かな社会を築いていくことにつながると考えます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋時男議員。

○6 番（高橋時男君）

ありがとうございました。

市としても、高齢者に対して外出支援をしていくことは極めて重要であるという認識であるということが分かりました。

では次に、2 点目の質問をさせていただきます。

現行の事業でありますシニア元氣いきいき支援事業とタクシー利用助成事業の利用状況について、お伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えします。

令和 6 年度のシニア元氣いきいき支援事業でございますが、65 歳以上の希望者に対しまして、750 円分の入浴券及び 500 円分の食事券を 2,525 枚配付し、実際に入浴券が 2,103 枚と食事券が 1,878 枚の利用がございました。利用率は、入浴券が 83.3%と食事券が 74.4%となっております。

続きまして、令和 6 年度、高齢者タクシー利用助成事業の利用状況でございますが、運転免許を有しない 75 歳以上の方で一定の条件を満たした方に対し、タクシー助成券を交付いたしました。交付人数は 779 人、交付枚数は 4 万 2,105 枚となっており、年間の実利用人数は 612 人となっております。実際に利用された方の人数は延べ 3,552 人で、利用枚数は 2 万 3,525 枚となり、利用率は 55.9%となっております。

〔6 番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋時男議員。

○6 番（高橋時男君）

ありがとうございました。

高齢者タクシー利用助成事業については、利用率が先ほど 55.9%と意外にも低いなという印象でございますが、実際に利用されている方は少ないなということが分かりました。

さて、今回、岐阜バスと樽見鉄道の移動手段を支援する取組の提案についてですが、バスと鉄道、それぞれについてちょっと考えてみたいと思います。

まず、岐阜バスについてですが、現在、お隣の北方町や大野町、岐阜市において、岐阜バス利用時に割引となる制度を導入しています。私は、そのうち岐阜市が行っている高齢者おでかけバスカード交付事業が一つ参考になるのではないかと考えていますので、御紹介をさせていただきます。

高齢者おでかけバスカード交付事業とは、70歳以上の方が対象で、岐阜バスと市内を巡回しているコミュニティバスが2割引で乗車できるカードのことで、申請すれば1人に1回のみ交付され、初回の配付時のみ3,000円分が付与されています。カードはa y u k a という岐阜乗合自動車が発売する非接触型I Cカード乗車券で、降車リーダーにタッチすれば簡単に運賃が精算でき、カードに残高がなくなった場合も入金（チャージ）することができるというものです。

次に、樽見鉄道についてですが、私が調べた限りでは近隣自治体で乗車時に割引をしているようなところはありませんでしたが、樽見鉄道本体で樽鉄シルバー会員といって沿線の65歳以上の方を対象に割引制度を導入しています。

先ほども申しましたが、本市における公共交通機関の移動手段としては、タクシー、バス、それに樽見鉄道しかありません。本市内を走る岐阜バスや樽見鉄道においてもタクシーのような割引乗車制度が導入できないものかと考えますが、ここで3点目の質問をさせていただきます。

岐阜バス、樽見鉄道が割引料金で利用できる制度への事業転換についての見解をお伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えします。

他自治体の先進事例といたしまして、岐阜バスの運賃割引制度を既に導入しております岐阜市の高齢者おでかけバスカードにつきましては70歳以上の方が対象で、岐阜バスが運行する一部の路線等を除く路線及び市内コミュニティバスが2割引で乗車できるカードで、初回の配付時のみ額面3,000円の特典が付与されており、特典分を使い切った後はカードに入金ができ、繰り返し利用できるカードでございます。

また、北方町が実施しております生活応援バス券は、70歳以上の方及び各種障害者手帳の交付を受けた方が対象で、岐阜バスが運行する一部の路線等を除く路線で利用できる10枚つづりの乗車券を2,000円で販売しています。北方町では、運転免許証を自主返納された方へ、町内移動のみ使用可能なタクシーチケットに併せて、この生活応援バス券を配布しております。

一方、樽見鉄道が実施しております高齢者に特化した割引制度でございます。樽鉄シルバー会員は、沿線にお住まいの65歳以上の方が1乗車当たり初乗り運賃である190円でどの区間でも乗車できる特別割引運賃企画でございます。

令和８年度にシニア元氣いきいき支援事業を廃止することに加え、先ほどの御質問にもございました高齢者タクシー利用助成事業において、予約が取れなかったといったお話を少しではございますが、お聞きすることがあり、多様な移動手段を確保するために、高齢者の外出支援策として岐阜市や北方町のような岐阜バスを利用したお出かけ支援事業ができないか、現在検討を進めているところでございます。

しかしながら、岐阜バスが独自のＩＣカードでございます a y u c a の廃止を来年度に予定するなど、運賃支払い形態の見直しに伴いまして協議ができていない状況でございます。今後、岐阜バスとの協議ができるような状況になりましたら、既存の高齢者タクシー利用助成事業と新たなバスの割引乗車事業との併用や高齢者の状況等に応じて制度の選択を可能とするような、様々な角度から支援事業の方法や内容につきまして検討してまいりたいと考えております。

なお、樽見鉄道につきましては、現行の樽見シルバー会員が非常に安価であることに加え、新たな助成制度を創設することにより申請手続に要する証拠書類の作成等、樽見鉄道の負担が伴う可能性がございますので、樽見鉄道とどのような助成制度が実現可能かを検討してまいりたいと考えます。

新聞報道にもありましたが、全国の路線バス事業者が2023年度に廃止した距離の総延長が前年度の1.5倍に増えたといった記事や、樽見鉄道と同じ第三セクターの長良川鉄道においては、経営改善のため運行本数の減や一部区間の廃止が検討されるなど公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況で、高齢者の移動機会の確保に加え、市民の移動手段の確保も踏まえ、公共交通事業者と協力しながら施策の推進に取り組んでまいりたいと考えます。

〔６番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋時男議員。

○６番（高橋時男君）

ありがとうございました。

移動手段でありますバスや鉄道の利用時に支援をするという取組は、まさに外出支援そのものの取組でありまして、金銭的にも負担軽減となることで高齢者の積極的な外出の機会も増えるのではないかと考えます。

私は、例えば岐阜市が実施している高齢者おでかけバスカード交付事業に本市が便乗といいますか連携することも一策ではないかと考えています。仮にも岐阜市との連携が可能となれば、両市の高齢者はより行動範囲が広がり、お互いが行き来することで交流人口が増加し、ひいては地域経済の活性化にもつながっていくのではないかと思慮いたします。

そこで、４点目の質問をさせていただきます。

岐阜市との連携についての見解をお伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

岐阜バスにつきましては、多くの路線がＪＲ岐阜駅を起点に、本市ではモレラ岐阜より南の地域におきまして、名鉄揖斐線の廃止代替輸送等の関係もあり、岐阜バスの路線網が整備され、モレラ岐阜やイオンタウンといった市内の大型商業施設や、令和５年度に隣接する大野町に移転しました西濃厚生病院への移動手段としても活用されているところでございます。それに加えて、宝珠ハイツや織部の里もとすへのバス路線も整備されております。

こうした岐阜バスを活用した支援制度につきましては、岐阜市や北方町、大野町といった近隣市町におきましては既に制度が導入され、岐阜市におかれましては、これまで御答弁申し上げましたとおり、高齢者に特化した支援制度が構築されています。

本市における高齢者の外出支援策といたしまして、現在、高齢者タクシー利用助成事業を実施しておりますが、それ以外の支援策を検討する上で、議員御指摘のとおり岐阜市との連携が非常に有効と考えますが、さきの御質問で御答弁申し上げました来年度のａｙｕｃａ廃止の方針を受けて、岐阜市といたしましても高齢者おでかけバスカード事業をどのように継続するかを検討している状況であり、今後の動向に注視しつつ連携の可能性につきまして探ってまいりたいと考えています。

また、制度導入に当たりまして、岐阜市との連携や、先ほど御答弁申し上げました既存事業でございます高齢者タクシー利用助成事業との調整等を踏まえた上で検討してまいりたいと考えます。

いずれにいたしましても、さらなる高齢化が見込まれる中、介護予防事業や移動手段の確保につきましてはより有効な事業運営を目指して、事業者や近隣自治体と協力しながら検討してまいりたいと考えます。

〔６番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋時男議員。

○６番（高橋時男君）

ありがとうございました。

ただいまの答弁にもございましたが、新たな制度導入に当たっては、ぜひとも現行の高齢者タクシー利用助成事業や、私はもし財源もということであれば、今、75歳以上の方を対象に１人1,000円ずつ支給されています敬老行事奨励事業なども対象にしてもいいのではないかなというふうに思っておりますが、高齢者支援に関わる事業全般を視野に入れて費用対効果の検証も含めて総体的に検討いただきますことをお願いするとともに、高齢者にとって分かりやすく使いやすい、また有効的な制度ができますことを御期待申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続いて、７番 寺町茂議員の発言を許します。

○７番（寺町 茂君）

通告書に従いまして、大きく2点の質問をさせていただきます。

1点目は、蛍保護対策についてでございますが、現在、ちょうど市内は蛍が発生する時期に当たりまして、5月の中旬には南部地域に既に発生し始めまして、現在だんだん北部へ発生が移動しつつあり、やがては最北部に、恐らく6月末、7月には見られるようになるかと思っております。5月から7月までゲンジボタルが観察できる市というのは全国でも非常に珍しい市でございます、まさに蛍のまちという、そういった感じを受けております。

私も数日間、蛍の発生状況を市内各所を見て回りましたが、非常にたくさんの観賞のお客様が来られておりまして、どこから来たのと尋ねると、市内でなくて市外から来ておられる方も結構ございまして、非常に本巢イコール蛍というようなイメージを持たれている方もお見えになりました。

そんな中で、本市には横割りの蛍を保護し、そういった活動を推進するワーキングチームというのが結成されて今年度で5年目になります。5年経過した時点でどのような活動をされてきたのか、現在どんな取組をされているのか、またこれからどのような計画を持たれているのかということが気になりますので、まず1点目として、結成から現在に至るまでにどのような活動がなされてきたのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

ホタル保護活動推進ワーキングチームは、ゲンジボタルの生態や生息条件などを研究し、職員のゲンジボタルに関する知識を深め、行政の関係部局の情報共有や連携を図り、政策につながる企画を立案し、実施することを目的に、令和2年度に設置いたしました。

現在、環境課2名、建設課1名、社会教育課2名、農政課2名、商工観光課3名の合計10名で構成され、環境課からは水質保全担当が、建設課からは河川担当が、社会教育課からは船来山古墳群担当が、農政課からは農業用水路担当が集まり、それぞれの立場で意見交換を行っています。

これまでの活動になりますが、結成から現在に至るまでにワーキングチーム会議を8回開催し、蛍保護活動を行っているどろんこ探検隊からの提言書を基に協議を行っています。また、勉強会として、岐阜県ふるさと水と土指導員や岐阜工業高等専門学校の教授などの有識者を講師に招き、ゲンジボタルの生態や生息条件などの講義を受講しました。講義後には、講師とともに実際に蛍が生息するほたる公園や船来山古墳群周辺水路などを視察し、現場ならではの御助言をいただきました。

このほかに、蛍保護禁止区域内にある捕獲禁止看板の更新や、令和4年度には蛍が生息しやすい環境配慮型水路、いわゆる蛍水路を南屋井の水路に設置いたしました。

以上が、これまでの主な活動の内容でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

寺町茂議員。

○7番（寺町 茂君）

5つの部署から10名の方、職員さんが参加されて熱心に勉強会から現場での活動に取り組まれているというように非常に心強く思います。また、縦貫道沿いに剥げた蛍の看板が長々とあったのを近年更新していただいて、非常にきれいなデザインのものになったので、ありがたく思っております。

今の御答弁の中で、蛍が生息しやすい環境配慮型水路の設置をしましたという説明というか報告がありましたが、その効果検証はされているのか、ちょっと再質問をお願いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

令和4年度に南屋井に設置した蛍水路につきましては、全長6メートル、幅1.2メートル、深さが90センチの環境配慮機能を備えた水路を3か所設置しました。蛍の幼虫や餌となるカワニナなどがすみつくことで、蛍の生息を促す効果が期待できるものでございます。検証結果ですが、発光数につきましては、蛍水路設置前と比較して約2倍の増加となっております。

このように、人の手が入らないような水路の環境を維持することで、蛍水路に蛍が生息していけるよう、引き続き監視を続けていきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

寺町茂議員。

○7番（寺町 茂君）

設置していただいた効果があったということで、できればほかの水路にも設置していただけるようなことがお願いできたらと思います。

2つ目の質問に入りますが、実は山口頭首工の特に席田用水側の水門の工事に当たって、県と施工業者の間でちょっと連絡の不備がございまして、一時期、市内の用排水路の水が全然なくなったことがございまして、そのときに大量の水生生物が死滅しました。その後の様子を見てみると、ゲンジボタルの幼虫が餌にするカワニナが非常に少なくなった水路がございまして、蛍の発生状況について非常に懸念しておりましたが、2つ目の質問でございしますが、近年の蛍の発生状況についてどのようなになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、お答えいたします。

蛍の発生状況につきましては、蛍保護活動を行っているどろんこ探検隊が、毎年5月20日から6月15日の間、蛍発生地12地点において蛍の発光数調査を実施しており、その調査結果を市へ提供していただいております。

直近5年間の発光数になりますが、令和2年度は約5,400回、令和3年度は約6,900回、令和4年度は約5,100回、令和5年度は約3,100回、令和6年度は約5,200回となっております。

〔7番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

寺町茂議員。

○7番（寺町 茂君）

若干、令和4年度、令和5年度が少なかったような気がしますが、おおむね令和6年度には5,000に回復しているような状況で、今年度以降の発生に期待をしたいと思います。

では、3つ目の質問でございますが、現在、ホタル保護活動推進ワーキングチームで取り組まれていることはございますか。あれば、お答え願いたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

現在の取組についてお答えいたします。

本市では、本巢市蛍保護条例により、自然保護及び観光事業発展のため、河川及び排水路付近に生息する蛍の保護を目的に、保護区域である席田用水、旧糸貫町区域の河川及び排水路付近、根尾東谷川河川敷地内での捕獲を禁止しています。保護期間は、毎年5月10日から6月20日までとし、この間の草の刈取りを禁止しております。これらの情報は市ホームページに公開し、市民への周知を図っています。

情報発信としましては、道の駅「織部の里もとす」の道路情報館のほたるコーナーにおいて、ゲンジボタルの生態や、増殖活動などの解説や写真などを展示しています。また、市や本巢市観光協会のホームページやSNSを活用して蛍情報を発信しています。さらに、5月下旬から6月中旬の蛍シーズンには、観賞者の事故防止のため、本市民スポーツプラザ周辺に交通誘導警備員の配置や駐車場の案内看板を設置しています。

また、どろんこ探検隊においては、蛍の発光数調査結果の提供や蛍の幼虫を飼育し、放流を行うなど、蛍保護活動を実施していただいているおかげで、毎年、美しい蛍の乱舞を見ることができています。このようなどろんこ探検隊の長年の蛍保護活動に感謝し、昨年の11月に市長から代表者へ感謝状をお渡しいたしました。

現在、特に取り組んでいるのが、ワーキングチームにおいて、社会教育課が進めています船来山古墳群の整備に合わせ、古墳群周辺で蛍が観賞できるエリアをつくり、それを観光資源とするために蛍水路の設置について検討しております。船来山古墳群の水路整備については、令和11年度頃に

着手予定と聞いておりますので、社会教育課や農政課などの関係機関及び地元との調整を進めていきたいと考えています。

以上が、現在の取組状況でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

寺町茂議員。

○7番（寺町 茂君）

条例での縛り及び船来山古墳群において、これから蛍が観賞できるエリアをつくりたいというような報告をいただきました。ただ、本格的な計画があるのかどうかというのはちょっと見えてこないで、今後の蛍保護・保全に対する計画というのは立てられているのかどうか、お伺いします。

○議長（道下和茂君）

それでは、(4)の今後の蛍保護・保全に対する計画は立てられているのかにつきまして答弁を産業経済部長に求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

蛍保護・保全に対する計画についてお答えいたします。

蛍の保護・保全につきましては、本巢市蛍保護条例の定めにある保護区域内での捕獲禁止や保護期間中の草の刈取りの禁止などを実施しています。また、長年、どろんこ探検隊の御協力をいただき、保護・保全に努めています。

蛍の保護・保全に対する計画につきましては現在策定されておりませんし、今後の策定の予定はございません。

理由といたしましては、蛍保護・保全として蛍の発光数の調査を長い期間を行い、その増減の原因を分析し、各地点ごとに翌年度に放流する幼虫の数を決め、その幼虫を育てるために成虫を捕獲して交尾をさせるといった非常に専門的な知識と技術を要することから、これまでどおりどろんこ探検隊にお願いするのが最良と考えています。

市においては、ワーキングチームを中心にどろんこ探検隊と連携し、例えば水質の改善や蛍がすみやすい蛍水路の設置などの実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えます。

〔7番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

寺町茂議員。

○7番（寺町 茂君）

蛍の保護・保全に対する計画については策定しておりませんというような答弁をいただきましたが、専門性のある分野が多いということから無理だというようなお話でございましたが、一時は岐阜高専の教授の方に関わっていただいたような御答弁もいただいておりますし、近隣の町には岐阜農林高校など生物関係の生態や調査をしている学科もございますので、このチームにそういった学

識経験のある方等を招くことによって、ぜひとも3か年計画とか5か年計画で、どの地域を蜚を保全する重点地域にするとか、具体的な計画を立てられることを、これは要望ということでお願いしたいと思います。

では、2つ目の質問に入らせていただきます。

防災・減災についてでございます。

まずもって、このところの議会でいつも市長の行政報告の中で各種企業との災害協定を結んだという御報告がありまして、支援物資やら、その配送やら、外部からの支援者の宿泊所やら、こういったものが非常に迅速かつ機能するような協定が結ばれているというようなお話を聞くにつれ、非常にうれしく思っております。また、教育委員会におかれまして、避難所の開設訓練を早々に始めていただいて、それが機能しているというような状況が見えまして大変ありがたいことと感じております。

ところが、実際の最近の災害時の避難所の直後に出る映像を見ておりますと、やはり避難所に雑魚寝されているような映像が見受けられる、また避難所には行けずに農業ハウスの中で避難されているような方もと、こんな状況を見るにつけ、いつまでたっても変わらないこういった避難所の初期状況、これを何とかできないかというような思いを非常にしております。

ちょっと資料として入れなかったんで申し訳ないんですけども、岐阜県立池田高等学校のホームページで見つけたんですけども、高校生が避難所の開設運営訓練に参加しましたということで、揖斐郡の池田町が開催している避難所の開設訓練に池田中学校の生徒とともに、本校の生徒と書いてありますので、池田高校の生徒が14名参加しましたと。そこで避難所の開設やら運営訓練をしたというような報告とともに、ここには間仕切り用のカーテンやパーティションを生徒たちが作っている状況やら、段ボールベッドを組み立てているような状況やらがホームページに出ておりました。非常に生徒たちが関わることで意識も高まることと思います。実際に郡上市で洪水の被害があったときに、避難所となった中学校では、生徒たちが率先して物資、機材の運搬をして、早期に避難所を設営したというような事例もございます。

そういった事例を踏まえまして、1番目の質問に入りますが、学校の事情をよく知っている、児童はちょっと無理かもしれませんが、一応児童・生徒を含めてこういった避難所の開設訓練や運営訓練をすることはできるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

児童・生徒を含めた避難所開設訓練の実施についてお答えします。

避難所開設訓練の最大の目的は、災害時に避難所を迅速に立ち上げ、住民の安全と健康を守ることにあります。

訓練では、避難所運営のプロセスを実際にシミュレーションし、避難所の設置、住民の受入れ、

要配慮者への対応、資源の分配、情報伝達の確認など、運営上の課題を洗い出すことが重要です。

本市においては、有事に速やかに対応できるよう、年度初めの4月から5月に市教育委員会職員が分担して全ての学校に出向き、学校と協力して開設訓練を行っています。避難所開設の役割分担は教育委員会が行うことになっていますが、災害発生時を想定すると、学校や地域住民が主体となり避難所を開設・運営していく協力体制を構築していくことが必要となってきます。

さらに、東日本大震災で長きにわたり避難所となった南三陸町立志津川中学校菅原校長先生が避難所での中学生の役割が大きかったと語るように、避難所開設や運営に子どもの力は不可欠だと捉えています。ですから、毎年1回の避難所開設訓練を本年度から春と秋の2回実施し、2回目を児童・生徒を含めた訓練として位置づけていきたいと考えています。

児童・生徒が当事者意識を持って避難所開設訓練に臨むには、その重要性を実感し、具体的な開設・運営について学ぶ必要があります。そのために、夏休みに各学校のリーダー研修を位置づけ、避難所運営ゲーム、HUGと言われるものですが、これを中心として研修を実施します。HUGは、避難所という生活の場をどうつくっていくかを真剣に考えることができる体験型・対話型の防災学習です。机上訓練だけでは得られない人と人との関わりの難しさ、共助の重要性などを臨場感を持って学ぶことができます。この学びを2回目の避難所開設訓練につなげていきたいと考えています。

教室の広さやトイレ、給水場所などの建物の構造、机、椅子などの備品の配置、安全な経路などに最も詳しいのは日々学校生活を送っている児童・生徒たちです。大人が気づかない点を的確に指摘・案内できる可能性があり、避難所開設や運営の即戦力としての役割を果たすことができると考えています。

また、訓練を通して、ここが狭くて不便、やはり1階に障がいのある方やお年寄りのスペースをつくったほうがいいなど、大人が見落としがちな感覚的・実用的な気づきを期待でき、より安心・安全な環境整備に役立つことが考えられます。そして、何よりも訓練に参画することで当事者意識を高め、未来の本巢市を担う人材を育てることにつながります。

今後の避難所開設訓練を児童・生徒たち、さらに地域住民を巻き込んだ訓練へと発展させ、より実効性の高いものとして位置づけ、災害時に欠かせない地域コミュニティの連携強化を進めていきたいと考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

寺町茂議員。

○7番（寺町 茂君）

大変前向きな御答弁をいただきまして、どの市町でも防災や、そういった減災等の計画書はいっぱいございますが、やっぱりこういった実地訓練をやってこそ分かるということ、どこが不便だ、どこが狭いとか、どこが通りにくいかとかというのはやってみないと分からないことで、さらにそういったことに精通しているのは実は毎日学校へ通っている児童・生徒であると。そういったことを踏まえると、こうして児童・生徒に参加していただいて、しかも地域住民も加わって臨場感あふれ

る訓練をすることこそが、避難した当初に、長い間、雑魚寝をしているような、最悪、せっかく災害で助かった命をなくされるような方が多いというような、そういったことの減少につながっていくと思いますので、ぜひとも価値のある臨場感あふれる訓練にしていきたいと、これはお願い申し上げます。

2つ目でございますが、さっきちょっと小学生には厳しいかと思ったんですけれども、やっぱりそういった意識を持って学校に通っていただくというのは非常に大事だと思いますので、現在、ジュニアリーダーの枠組みがつくられていますけれども、これを小学校の高学年まで落として、ジュニアなのかキッズなんかちょっと分かりませんが、そういったリーダーの育成をお考えにはなっていないですか、ちょっとお伺いします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

小学校高学年まで広げたキッズ防災リーダーの育成についてお答えします。

令和3年度からスタートさせたジュニア防災リーダー養成講座には、毎年約30名の中学生が受講し、今までに120名のホープ防災リーダーが誕生しています。加えて、防災士資格を取得した生徒も40名を超えました。

ホープ防災リーダーたちは高い当事者意識と主体性を持ち、これまで自治会に出向いた防災倉庫の点検や被災地での体験講話、市民運動会や防災訓練への参画、広報紙やケーブルテレビを通した防災の広報活動、主体的に考え主催した防災イベントなど、数多く防災への活動を行い、その幅を広げ、発展させてきました。このメンバーの取組は県内各地にも広く知られるようになり、防災リーダーの育成の仕方や意識の高め方、中学生だけでなく高校生への発展の仕方などについて多くの問合せや視察があるほどまでになりました。

小学生の防災リーダーの育成については、既に根尾学園では後期課程である中学生の防災リーダーの生徒が前期課程の小学生の児童に災害発生時の避難経路や校内の危険箇所を確認する活動を行っており、それらを受けて5・6年生の児童が中心となって命を守る訓練などを進めています。さらに、ホープ防災リーダーズが各自治会等で防災教育の出前講座を実施したときには、参加した小学生に向けて防災意識を高めるための防災かるたや身近な防災グッズを紹介する講話などを行っています。

これらのことを受け、小学校高学年の子たちから、自分たちも学校の防災リーダーとして活動したいという申出もあり、ぜひとも今後、キッズ防災リーダーを育成していきたいと考えています。小学校高学年対象のキッズ防災リーダーの募集、養成講座を実施し、新たな制度を立ち上げてまいります。その講師はホープ防災リーダーが務め、先輩が後輩を育てていく市の新しい伝統をつくり上げ、未来の防災リーダーを育てていきたいと考えています。このキッズ防災リーダーたちが各小学校の防災教育・緊急時のキーマンとなり、避難所開設訓練や命を守る訓練などで活躍できる体制

を構築してまいります。

〔7番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

寺町茂議員。

○7番（寺町 茂君）

また大変前向きな答弁をいただきました。しかも、本巢市型というのか、先輩が後輩にという、まさしく今年度、こどもの権利条例ができたところで、非常にそれにのっとったような形で進められるような、そんな匂いがしましたので、大変うれしく思っております。ぜひとも防災意識を小さい頃から高めて、自分たちの地域、これは当事者として関わられるような教育、育成をしていただきたいをお願い申し上げます。

続きまして、今度は減災についてでございますけれど、令和3年6月議会においてグリーンインフラについてお尋ねをさせていただいたときに、大切なものであると、導入していくことは大切だというような御答弁をいただいております。

グリーンインフラというのは、自然が持っております様々な機能、仕組み、例えば降った雨を貯蓄させたり浸透させたりすることによって減災につながる。それから、生き物たちがたくさん生息もしくは生育できるような場所があつて豊かな生態系が保たれる。人間にとっては、心身のリラクスの場であつたり、きれいな景色を見て癒やされるようなところであつたりすると同時に、二酸化炭素の吸収やいろんな物質循環について非常に有効な働きをしていると。その働きを利用して、より豊かな生活空間づくりをしようというような、こういう考え方でございます。

国としては、現在、防災・減災のほかに、豊かな生活空間の創出、都市空間の創出、それから生態系の保全というような4分野の取組に分けて、それぞれに先進事例として取り組んだ地域に、優秀なところには表彰したりしてグリーンインフラの意識の高揚を図っているところでございます。

県としても、新しい県の庁舎が建ったときに県庁前にグリーンインフラを導入したというようなお話も聞いておりますし、岐阜県の建設研究センターが事務所となっております、官と、産業界と、それから学識者と、民間と合わせた自然共生工法について研究している団体がございますが、来年度の新規テーマにグリーンインフラを活用した治水対策を研究するというような、そんな動きが県としてもございます。

そういった動きがある中で、本市においてはそれ以降、研究はされているのか、また導入についてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、防災・減災におけるグリーンインフラの研究、導入についてお答えをさせていただきます。

グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能を、防災・減災、地域振興、環境等、社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方であり、国の国土形成計画、第4次社会資本整備計画において、その取組を推進することが盛り込まれております。

議員が先ほど述べられましたように、岐阜県では、50年以上が経過した県庁前公園が樹木や施設の老朽化が著しく、倒木のおそれや鬱蒼とした状況から防犯上の課題もあったということから、県庁舎の建て替えに合わせ、活用も乏しかったこの公園を再整備するに当たりグリーンインフラの考え方を導入し、新県庁舎との一体性のある空間となるよう再整備を実施しております。これによる防災上の効果といたしましては、雨水の一時貯留や地下浸透処理による排水路への流出負荷の軽減、また木々の蒸発散効果と木陰による熱中症の予防などが挙げられます。

ほかにも、防災・減災においてグリーンインフラが果たす役割には、森林・農地等による雨水の吸収源としての役割や緑地帯による風の影響の低減など、緑地・自然の力を活用することにより防災・減災に資するものとして期待されるものでございます。

現在、令和3年度に策定した本県市国土強靱化計画について改定作業を進めておりますので、自然環境を活用したグリーンインフラの考え方も踏まえて進めたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

寺町茂議員。

○7番（寺町 茂君）

グリーンインフラの考え方を踏まえて進めていきたいというような御答弁いただきましたんで、まだまだ県の状況を見ても来年度のテーマに上がっていたりということで、これからという気がしますが、ぜひとも自然の持つ力を応用して人間にとっても豊かな生活環境を創出できるような、こういう取組を進めていただきたいと。そういうことをお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

それでは、ここで暫時休憩を取りまして、13時より再開をいたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは、会議を再開します。

続いて、8番 澤村均議員の発言を許します。

○8番（澤村 均君）

質問に入ります前に一言、今朝、新聞で恵那山トンネルの逆走というのがありまして、連日のように米、米、米の問題は別として、車の高齢者の逆走というのがすごく今あって、ちょっと怖いなと。そういうことも考えながら、やっぱり自分で運転の時期を考えるというのも非常に難しい問題

ですが、そういうような年頃になってまいりましたので、私も気をつけて運転をいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1問目は、診療所の新体制についてでございます。

過疎化と少子高齢化が進み、全国的に診療所の経営が2020年頃から赤字経営になっていると言われ、この本巢市もそれを受け、経営の改善をいたしましたところです。

そこで、この新体制になった後の患者数の変化についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

本巢市国民健康保険診療所につきましては、近年の人口減少や受診者の高齢化により診療所への来所者が減少し、その結果、診療収入が減少しており、慢性的な赤字経営となっておりました。そのため、今年度4月から診療体制を見直し、また診療日も変更させていただいたところでございます。

診療日につきましては、本巢診療所をこれまでの月曜日から金曜日までの週5日間を月曜日、水曜日、金曜日の週3日間にし、木曜日の夕方診療を廃止させていただきました。

また、根尾診療所につきましては、月曜日から土曜日までの週6日間を月曜日から金曜日の週5日間にし、土曜日を廃止させていただきました。

診療所の運営体制につきましても、これまで本巢診療所では医師1名をはじめ6名の職員で、根尾診療所では医師2名をはじめ12名の職員、合計で18名の職員体制で運営をしておりましたが、4月からは2か所の診療所を一体的に運営することとし、医師1名、そのほか職員5名を削減し、医師2名を含む12名の職員体制として運営をしております。

新体制となって2か月がたちましたが、患者数といたしましては、本巢診療所の受診者数につきましては、4月が50人、5月が71人、前年度比では4月が71%減、5月は55%減となっております。

本巢診療所は昨年度より診療日数が2日減ったことや医師が交代したことにより、4月は特に受診者控えがあったのではないかと考えておりますが、5月に入ってからはずっと受診者が戻りつつある状況でございます。

根尾診療所の受診者数につきましては、4月が329人、5月が312人、前年対比で4月が12%減、5月が11%減となっております。これは、土曜日の診療がなくなったことなどの影響があるのではないかと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

澤村均議員。

○8番（澤村 均君）

この年度が替わって新体制になった。

昨年の7月、新庁舎ができて市営バスの減便があつて、そのときもすごいお叱りの電話がありました。今回も、4月21日でございますが、本巢診療所に通われている患者さんから電話がかかってきました。職員数が減り、診療所の、要は先生は診察をする、看護師さんも一対一、結局、薬をつくる時間がないということで、これはそのままお話をします。薬が間に合わないから後で取りに来てくれと。もし取りに来られないのなら、揖斐川町の長瀬診療所の横に薬局があるからそこへ取りに行けと。なおかつ配送することもできるけど、これは有料だよと、こういう電話がかかってきました。本人が言われるには、私たちは捨てられたとって、こんなきつい言葉でした。

私も議員として、この予算を削るときにも一応承認をしているわけでございますが、その責任の一端を考えながら、痛感しながらこのお話を聞きました。

そこで、こういう大変な事態は、やっぱり年度替わりで職員の不慣れもあるということも考えてみたんですが、何せ一対一の診療体制で薬の調剤をすることが間に合わないというのは、これはもう必然的に明らかなことだと思います。

先ほどの根尾のほうの体制が両方を足して12ですけど、そうやって考えると根尾のほうはかなり患者数も多いが、多少はゆとりがあるのではないかというふうに思いながら、このバランスがかなり悪くなったのではないかということを思いました。

そこでお尋ねをいたします。

体制が変わり、市民からの苦情や要望などがありましたらお尋ねします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

4月からの新体制となつてから本巢診療所へ受診に来られた市民の方から、診察までに時間がかかった、お薬の受け取りに時間がかかった、お薬についてすぐに用意できないので近隣の薬局での処方をお願いされたという御意見をいただいております。

受診に来られた市民の方に対しましては、速やかに診察を受けていただき、お薬につきましても医師の処方に基づき速やかにお渡しできるよう努力しているところでございますが、新体制となり、本巢診療所での勤務が初めての職員ばかりであったことから、特に4月は医師にとっては初めての患者さんのため診察時間が長くなり、また看護師の処置やお薬の準備、事務職員の業務など、不慣れな点が多々あったことで大変御迷惑をおかけいたしました。

今後は職員が連携を取り、できる限りお待たせしないよう努力していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

澤村均議員。

○8番（澤村 均君）

今回のような事態の原因は、先生や看護師さんも替わり、患者さんも初めての先生ですと、やっぱりふだんの健康状態も把握していない先生と会ったときに、カルテをちゃんと見ながらやっていこうとすると時間がかかります。

そういうことも踏まえて、こういう事態が起きたということを考えながら、今回この早急な対策として、調剤をするのにどうしてもタイムラグというか時間がかかる、人が足りないということであれば、例えば根尾診療所に余裕がないのかとか、多分一緒だと思いますが、そういう同じ市の中の体制でこの割り振りというんですかね、人のやりくりというか、こういうことも考えるべきではなかったかなということで、調剤師の早急な対策についてお尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

現在、本市の診療所におきましては、調剤のできる薬剤師は在籍しておりませんので、医師の指示に基づき、医師が処方した薬品の種類と必要数について看護師が取りそろえ、薬剤情報を添えて患者さんにお渡ししております。

お薬の種類や数量につきましては、処方箋及び薬剤情報に基づき複数の職員で確認を行い、間違いのないよう細心の注意を払って対応させていただいている状況でございます。

調剤の専門職であります薬剤師を新たに配置することは、診療所の経営を今以上に悪化させることとなるため考えておりません。

今後につきましても、医師、看護師、事務職員が協力し合い、調剤による事故がないよう十分注意し行っていきたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

澤村均議員。

○8番（澤村 均君）

物事を変えるのには1年というスタンスで変えていくと思うんですが、やはり早急な対策というのはできないと思いつつも、やはり患者さんが一番欲しているもの、それをスムーズに与えるという、この行政の役割みたいなものがどうしても必要だと思われます。

4番の緊急な場合の職員での対応も考えなくてはならないがという項目なんですけど、まず答えを聞きます。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市民部長に求めます。

市民部長。

○市民部長（加納正康君）

それでは、お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、お薬につきましては医師の指示に基づき医師が処方した薬品の種類と必要数を看護師が取りそろえ、間違いのないように複数の職員で確認を行い、薬剤情報を添えて患者さんにお渡ししており、現在の職員体制で対応しているところでございます。

診療所の経営改善のため、職員体制の見直しを行い、職員を削減したことにより、それぞれの診療所の職員が少なくなり、これまでと同じような対応が難しい場合もございますが、一つ一つ丁寧な対応を心がけ、診療所の経営改善に向けて職員が一丸となり、市民の皆さんに身近なかかりつけ医として安心して御利用いただけるよう診療所運営を行っていきたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

〔８番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

澤村均議員。

○８番（澤村 均君）

私は理解をいたしました。しかしながら、やはり現場というか、患者さんのことを考えますと、やはり一日一日、診療所へ行ったときには時間も限られます。そして足の問題もありますが、そういうことを考えますと、早急な対応はできないとしても何らかの処置を講じなければいけないのではないかと思います。

そこで、要望としてですが、緊急の場合を除いて予約制を取ってみるとか、何か人手が足りない部分を補えるような、患者さんにも少し迷惑をかけますが、そういう人の配置が楽に行けるような予約制を考えてみるのも一つの手ではないかと思い、この質問を終わらせていただきます。

２番目の独居家庭の見守りについてです。

高齢化が進み、ますます核家族になり、高齢者だけの世帯も増えていますが、独居家庭での急病等の対応について緊急通報システムがあります。私も緊急通報システムの受け口となって、電話を絶えず持って歩いております。

今の本巢市における緊急通報システムの設置数をお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えいたします。

緊急通報システムは、身体障害者手帳１級から４級の交付を受けた単身世帯の方や65歳以上で独居の方、もしくは高齢者世帯で一方が寝たきり高齢者などに該当する世帯に対して、自宅に固定電話のある方は固定型の装置を、固定電話がない方については携帯型の装置を無償で貸与しています。

なお、緊急通報装置の貸与に当たり、対象者の近隣の3人以上の方に緊急時の見守りに協力できる緊急通報協力員を御指名いただき、近隣の方による見守り体制を確保していただいております。

貸与を受けた方の緊急時における対応につきましては、24時間体制の専門的知識を有する職員を配置し、適切な対応が可能な事業者が本事業の運営を受託しており、事業者の通報受信センターに設置者からの通報が入りますと、消防署への通報により救急車の出動要請に加え、設置対象者の親族、緊急通報協力員に連絡を行い、受託事業者、岐阜市消防本部、通報協力員等が相互に密接な連携を取りながら対象者の安否確認を行ってもらう体制を整えております。

また、受託事業者は緊急時の通報対応以外に、一月に1回以上、設置対象者に対して電話連絡による安否等の確認も実施しているところでございます。

5月28日現在の本緊急通報システムの貸与台数でございますが、市内全域で141台でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

澤村均議員。

○8番（澤村 均君）

台数はよく分かりました。

この緊急通報システムですが、一応家族の方、また近くの方ということで3人ほどおられる方はまだいいんですが、どうしても隣近所と付き合いのない方で、できる方はいいいんですが、例えば子どもさんに連絡しても、遠くで駆けつけることができません。

たまたま私が近くにいて、何とかたどり着いて救急車を呼んで病院に入れることができたんですが、こういう場合でもやはり合い鍵がなかったらその家にも入ることができないので、この地域の中でこういうある程度見守ることができることが一番望ましいと思うんですが、この家族の少ない方というんですかね、連絡体系があまりきちっと構成されていない方への対応というのはどのようなふうに対応されていますか。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

そういった方への対応につきましては、民生児童委員の方であったりとか自治会長であるとか、そういった方にも対応をお願いしているのが現状でございます。以上です。

〔発言する者あり〕

大変失礼しました。2番目の質問ということで答弁させていただきます。

それでは、お答えいたします。

現在、本市では、独り暮らしの高齢者等への主な対策としまして、3つの事業を展開しております。

1つ目に、先ほど1点目で御答弁申し上げました緊急通報体制支援事業による見守りにより、独

り暮らし高齢者等や障がい者の緊急時における支援を行っております。

2つ目としまして、本巣市地域見守り協力事業所等連携事業としまして、新聞、電気、ガス、運輸、宅配、郵便業務など、市内38の事業所と協定を締結し、その協力事業所はその業務、団体活動その他の活動を通して高齢者等の安否確認、援助の必要性その他の見守り活動を行い、活動中に独り暮らしの高齢者等の異変に気づいたときは市へ連絡することとなっており、早期に安否確認ができる体制を整えています。

3つ目に、高齢者ぬくもり訪問事業としまして、民生委員・児童委員が独り暮らしの高齢者宅を訪問し安否を確認するとともに、日常の困り事などを聞きながら複雑化、複合化した課題や支援ニーズを把握した場合には、庁舎統合の際に発足しました福祉総合相談室内の地域包括支援センターによる訪問支援につなげるなど、アウトリーチを想定した支援体制を整えているところでございます。

また、独り暮らしの高齢者対策の一つであります見守り協力事業所等連携事業の一環としまして、根尾地域で上水道のスマートメーターを設置する独り暮らしの高齢者世帯の上水道使用状況から自動的に市へ通報が入るよう設定することで速やかな安否確認につながる仕組みを整え、運用を開始しているところでございます。

一方、独り暮らしの障がい者のみならず、市内の障がい者への見守りといったしましては、市が設置しております障害者基幹相談支援センター「えがお」にて、障がい者の総合相談に対応することで日常生活及び社会生活を総合的に支援しており、さらに令和3年1月1日から岐阜市消防本部が提供するNET119緊急通報システムにより、有事において音声による119番通報が困難な聴覚、音声、言語機能などの障がい者が事前に利用登録しておくことで円滑に消防への通報を行う体制を整えるなど、御家族がいる方、御家族がいない方に関わらず見守りを実施しているところでございます。

しかしながら、さきの片岡議員の御質問にもございました高齢者等への虐待の防止と同様に、平時における変化の把握につきましては行政機関等では限界があり、近隣の方々の気づきが最も重要であると考え、市の地域福祉計画、地域福祉活動計画の基本理念であります「ふれあい、つながり、支え合う 安心と優しさに包まれたまち もとす」の実現に向けて様々な施策を推進してまいりたいと考えております。大変失礼しました。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

澤村均議員。

○8番（澤村 均君）

ありがとうございます。

根尾地域のみならず、本巣市には本巣北部地域というのがありまして、ここもかなり過疎というんですかね、高齢化が進んでおります。

今の根尾地域のスマートメーターということで、安否確認ができるということなんですが、この

本巣地域には配備していないということでもいいですか。その辺の計画について伺えますか。

○議長（道下和茂君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

失礼します。

現在、根尾地域のみスマートメーターが設置されている状況で、外山地域へのスマートメーターの設置につきましては現在のところ予定がないと聞き及んでおります。

そうした中、議員御指摘の外山地域の高齢者等への見守りにつきましては、現在、民間事業者が展開する携帯電話の通信に必要となるSIMカードを電球に内蔵することで特別な工事を必要とせず電気の点灯状況を見守り者に通知し、見守り者からの連絡により受託事業者が訪問する事業が安価に提供されていますので、そうした民間の取組を対象者への訪問や老人クラブの会合等において情報提供させていただき、まずは御自身による御対応をお願いさせていただきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

澤村均議員。

○8番（澤村 均君）

まだまだこれから、このスマートメーターというのもそんなに簡単にできることではないと認識はしております。

見守るということを追求していくと、切りがないというのがあります。でも、やはり独居家庭の方は本当に、例えば携帯電話とか通報システムが手元にあればいいんですが、なかなか例えば山へちょっと仕事に行ったら倒れたとか、そういうことを考えますと、やはり身近にこの地域の中にそういう方がおられることが望ましいかと思います。

今後ともこの切りがない高齢者のための見守り、いろんな方向からやれると思いますので、例えば今のハローライトですか、こういうものも踏まえて、例えば自分で自分の身を守るような、そんなシステムを構築していくことも大事かと思い、次の質問に入らせていただきます。

3番目、徳山ダム導水路計画について。

この問題は国の事業であつたり県の問題であつて、本巣市には関係ないのではないかと思いますけれども、私もこの事業を前にも質問をしたことがあります。まだ時期が分からないということで、あえて今回もう一回お話しするものであります。

この徳山導水路計画は、ほとんどがトンネル工事。先ほどのほかの議員の方も言われましたが、愛知県までトンネルをひたすら通って水をパイプラインで運ぶという。

そもそも名古屋市長が河村さんの時代は、名古屋では水が要らないからこの事業は認めないということで、ずうっと止まっていました。それがなぜか、彼の心変わりか何なのか、自分が市長をやめる段になったらこれをゴーというか、賛成の意見に入りました。

また、長良川河口堰の問題でもそうです。三重県では水は要らないと言っている。こういう検証も全然なくて、またさらにこの徳山ダムから大量の水を引っ張っていく。

これ引っ張っていただけならいいんですけど、この本巢市を揖斐川町からずうっと横断していくと、山があり谷があり、その下をずうっとトンネルでくぐっていくと。今、リニアの問題で中津川、恵那で大変な問題になっております。また、静岡では大井川ですか、天竜川ですか、すごい水が枯渇するという心配もされておりました。こういった今現在岐阜県で起きている中津川と瑞浪市の地下水がなくなった、農業用水がなくなり米が作れなくなったという緊急事態が起きております。

そして、さらにはどこのトンネルを掘っても出るんですが、ヒ素であったりウランであったり、いろんな化学物質が地中からは出てきます。そういうものがあるかないかは別として、もしこの計画を進めていったときに、この本巢市に関わる危険性というんですか、自然破壊というんですかね。そういうことも考えますと、なかなか慎重に皆さんが見守っていかなければいけない計画ではないかと思います。

そこで、本巢市にはその後ルートなど県からの説明はありましたか、お尋ねをいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を都市建設部長に求めます。

都市建設部長。

○都市建設部長（高橋君治君）

それでは、お答えいたします。

木曽川水系連絡導水路事業は、上流施設と下流施設が計画されております。

上流施設は揖斐郡揖斐川町から加茂郡坂祝町までの延長約43キロの導水路トンネルの計画、下流施設は羽島市と海津市付近の長良川から木曽川を結ぶ約1キロのパイプラインの計画となっております。

本市では上流施設が市内を横断する計画で進められており、事業主体である独立行政法人水資源機構により導水路の検討区域等において環境調査が進められております。水資源機構からは、調査、設計、用地補償に3年程度、工事期間としては9年程度とする事業計画が示されておりますが、現時点で具体的な計画や詳細なルートについては決定しているものではないと伺っております。

事業主体である独立行政法人水資源機構からの説明や、岐阜県が関係市町村等による木曽川水系連絡導水路事業市町連絡会議を開催し、適宜情報共有が図られておりますので、本市といたしましては引き続き市民の皆様の側の立場に立って状況を注視していきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

澤村均議員。

○8番（澤村 均君）

ありがとうございます。

この導水路問題、本巢市にとっては清流根尾川、一番大きな問題が清流根尾川に何か異変が起き

ないかというのが一番心配でございます。脈々と何千年も続いてきたこの清流なんです、今の静岡で起きたようなこと、また中津川や恵那で起きているような問題が起きてからでは、もう手のつけようがありません。どうか子どもたちに将来にわたってこのきれいな自然を残していくためにも、慎重に考えて、皆さんが注視をしていかなければならないと思い、この質問をいたしました。

4番目の質問に入ります。

自治会と可燃ごみについてでございます。

この可燃物ごみ処理と行政の責任について、新聞紙上で自治会と住民が裁判で争うということも起きております。これは仲よくしているしないに関わらず、かなり数が増えてきている問題だと私は思っております。

本市でこういったことが起きたときの対応というんですかね、そういうことを考えておられるのかを質問いたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

議員御質問の裁判事例につきましては、福井県で自治会の退会を理由にごみステーションの使用が禁じられたのは違法だとして、使用する権利の確認などを求めた事例があります。地裁の判決では、年1万5,000円の使用料を払うことを条件にごみステーションを使用する権利があると認められました。

今回の事例は、平成20年の最高裁で確定した判例により、自治会が非自治会員や会費未納者に対しごみステーションを使わせないのは違法であるとの判断が踏襲されております。また、判決の理由の中で、使用料を町内会費と同程度にすることは町内会への加入を強制することになりかねないとの指摘がされた一方、ごみステーションを使用するには管理主体の町内会の存続が不可欠と説明されました。

町内会の区域に住む人は、会員に限らず町内会の活動の公共的利益を受けており、ごみステーションの管理費用では足りず、自治会活動の存続維持する費用も考慮する必要があるとされました。最終的には、地裁などの事例が最高裁で最終判断されるのを見極める必要があります。

本市の地域のごみステーションにつきましては、判例のあった自治体と同様、各自治会においてかご等の設置や片づけ及び付近の清掃など、管理運営をしていただいております。このため、市としてはまず従来どおり地域の自治会に加入していただくよう促していきたいと考えております。

また、自治会に対しては身近な地域社会においてお互い支え合うことが重要であると考えておりますので、相談に乗っていただき、良好な関係を築いていただくよう指導していきたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

澤村均議員。

○8番（澤村 均君）

良好な関係があればこういう問題が起きないのでありまして、自治会というものがどういうものかということを考えたときに、この1万5,000円が高いか安いかと考えますと、うちの自治会費より1.5倍するんですね、ごみだけで。ここの自治会が幾ら自治会費を取っているのかちょっと分かりませんが、柔軟性を持って付き合えない自治会長さんがいたりとか、役員さんがいたり、横着な住民がいたりすると、どこまでいってもかち合わないわけで、お互いが妥協し合ってやればこういう問題が起きないのですが、やむなくということで、この自治会を高齢でやめたとかという問題も出てきてはおります。

このごみの問題というのは、分別ごみと可燃物ごみの2つがありまして、可燃物ごみは確かに手がかかります。分別ごみが、可燃物ごみはかごに入れて置いておくだけで、もうそのまま業者が来て持っていくと。ほとんど洗ったりとかそういう、今の本巢市のかごは丈夫なので、カラスや獣が来て荒らすことがないので、まず掃除をするということもほとんどございません。そういうことを考えると、分別ごみと可燃物とは別に考えてもいいのではないかというふうに私は思います。

それとまた、自治会長さんによっては柔軟性があって、別に1人、2人会員じゃない人が捨てても何か大きな問題が起きておるのかということではないから、別にそれはそれでいいと、入らない人は入らない人でいいと。その代わり、ほかのことで仲よくやっていこうというふうに考えておられるのかなと思ひまして、あまりにも自治会ごとに差があるというんですかね、対応の仕方に。そこに問題があるかなと。

そこで、結局自治会に丸投げしている市としては、責任を追及されたときに市の立場では何かいろいろ起きてくるとまずいのではないかとということで今回この質問をしたんですが、確かにコミュニティの中で暮らしていくには、仲よくやるのが最低限です。ましてや、先ほどもありました震災とか防災の面から見ても、やはり特に弱い高齢者、弱者の方に対しては温かく付き合っていく、そういうことが必要だと思います。

私は、町内というか班では、高齢になって捨てられなくなったら、そのときの班長さんが責任を持ってそこのお守りをする。分別ごみはたまたまステーションがないのでストックヤードまで運ぶという、町内の中でそういう規約をつくって仲よくやっております。だから、あくまでもこういう問題が起きたときに双方の意見を聞くことも大事で、ましてや対応する行政というか、自治会のほうの対応の仕方も柔軟にやっていかないと、本当に市民として安心して暮らせる地域にはならないのかと思います。

そこで、この2番目ですが、やむなくといいますかね、非加入世帯。これは前にも総務部長さんとかいろいろ何回も質問しました。非常時的というんですかね、どうしても持っていけない、今の僕の知っている人は大野町の焼却場まで自分で許可書もらって有料でほかっているみたいなんです、こういう方が車に乗れるうちはいいんですが、そのうちに車にも乗れなくなるという状態に

なっております。こういう場合、最終的にどうなるのかなということを考えると、やはり行政として何かかんか手を打っておかないと、最終的にその家の前がごみ屋敷になったりとかという問題が起きないとも限りません。

そこで、この非加入世帯の収集場所を設置してはどうかということをお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を水道環境部長に求めます。

水道環境部長。

○水道環境部長（青木竜治君）

それでは、お答えします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、本地域のごみステーションにつきましては各自治会においてかご等の設置、片づけ及び付近の清掃など、管理運営をしていただいております。

このため、議員提案のように自治会非加入世帯の集積所を設置することにつきましては、自治会の崩壊につながるおそれもあると考えておりますので、今のところ設置することは考えておりません。

〔８番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

澤村均議員。

○８番（澤村 均君）

ありがとうございます。

なかなかこれ以上先へ進むのが難しい。いつもこの辺で止まっちゃうんですが、やはりコミュニティーを大事にする気持ちがあれば、やっぱり自治会をやめるということにはならないと思うんですが、あくまでも仲よくみんなが暮らしていくためには、どうしてもどちらかが妥協しないとこのごみ問題は解決しないと思います。そういったことも踏まえながら、本当にみんなで真剣に考えていかないと、特に行政側が考えていかないと、自治会に任せておいて自治会が訴えられて、それでどうのこうのという、こういうことがちょっとおかしいなと僕は思って新聞を見ておりました。

ここで一応一般質問は終わるんですが、今回、毎年恒例行事であります平和大行進というのが、今、東京から広島に向かって歩いております。今月も15日ですか、広島に向かってこの本巢本庁舎から行くわけですけど、教育長さんや市長さんからまた新たなメッセージをいただき、ありがとうございます。平和を願う一市民として今後ともよろしく願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

続いて、９番 高橋勇樹議員の発言を許します。

○９番（高橋勇樹君）

通告書に従い、順次質問をしていきたいと思っております。

今回は、大きい項目としては４項目、質問としては６問、質問をさせていただきたいと思っております。

4月から健康福祉部長が新しい健康福祉部長に着任されまして、その着任祝いではございませんが、まず3問ほど連続で健康福祉部長にお聞きしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。そのほかは総務部長にも2問御質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。お昼下がりの非常に眠い時間帯ではございますが、少々お付き合いいただければと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まずは子どもの健康診断についてということで、1問目、現在、本巢市では乳幼児健診や小学校就学児健診が実施されていますが、その間にある5歳児を対象とした健診は行われておりません。この5歳児健診は、子どもの健康状態を把握するだけでなく、発達障害の早期発見にも非常に効果があるとされておりまして、特に就学前という大切な時期に専門的な視点で発達の状況を確認することは、その後の適切な支援につながる上でも重要だと考えております。

このような観点から、本巢市においても5歳児健診の導入を検討していただきたく、今回一般質問をさせていただきました。

実は、この件につきましては、令和6年3月の定例会のときに今枝和子議員も同様の御質問をされております。その際の答弁では、検討しますという回答で終わられております。

あれから約1年が経過しており、検討が進められているものと考えていますが、この1年間の間に国のほうも方針が大きく変わりまして、動きました。国は、2028年度までに全国全ての自治体で5歳児健診を実施することを目指す方針を発表しております。

現在、1歳半健診、あと3歳児健診、そして小学校入学前に実施される就学児健診は自治体に義務づけられていますが、5歳児健診は任意であり、国の調査によりますと2023年度に実施されている自治体は全国でたった14%にとどまっております。しかし、国は2028年までに100%の実施を目指すということを公言されておりまして、本年度より自治体への補助額を子ども1人当たり3,000円から5,000円に引き上げられました。さらには、健診で行う医師の研修費や発達障害がある子どもを支援する保健師、心理士に向けた研修費にも補助を行うなど、本格的に取り組む姿勢を見せております。

この5歳児健診はそのような発達障害の早期発見だけでなく、もう一つ重要な効果がございます。それは不登校の予防にもつながるということです。

全国的にも不登校の児童・生徒が増加していますが、発達に特性のあるお子さんが多いとされています。私自身、放課後等デイサービスという障がい児の療育施設の運営にも携わっており、日々不登校に悩むお子さんや、その保護者の声を聞いております。もっと早く発達の特性に気づいて適切な支援が受けられていれば、学校生活に悩まずに済んでいたかもしれない。そういった声を聞くたびに、5歳児健診の重要性を痛感しております。

このように、5歳児健診の導入は発達支援、不登校対策、そして家庭の安心にもつながる非常に大きな意義を持つ取組だと私は考えます。

そこで、お伺いしていきます。

本市において、5歳児健診の実施に向けた現時点での市の考えについて健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

県が調査しました令和7年4月の現状によりますと、県内42市町村のうち、岐阜市、高山市、輪之内町、安八町、揖斐川町の5市町が5歳児健診を実施し、その中で医療機関個別健診方式は岐阜市のみ1市となっております。また、今年度実施予定、来年度実施予定、2年から3年をめぐり実施予定の市町村は19市町村と、県内の半数以上の市町村が実施予定としております。

本市では、10年ほど前より発達障害等の早期発見・早期支援に力を入れており、早ければ3歳児健診以前から保護者との信頼関係を構築しつつ、園を含めた関係機関と連携して切れ目のない療育等の支援につなげております。

しかし、入園を機に住宅を建てて移り住む若い子育て世帯も多く、園からお子さんに関する問合せをいただいても、市の乳幼児健診を受けていないため今の状況は分からないと回答する事例が増えているところでございます。

いつから5歳児健診を実施しますと現状では明確にお答えできませんが、国の5歳児健診ポータルや5歳児健康診査マニュアル、近隣市町村の状況を踏まえながら、本市においても5歳児健診導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋勇樹議員。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

検討を重ねに重ねて早期にできることを願うばかりでございますが、小学校に入る前に不登校の予防だったりとか、本当に早期発見というのは今の社会課題解決につながるものだと私は深く感じておりますので、切にお願いを申し上げまして1項目めの質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

続いて、またこれも健康福祉部に属する質問でございます。

がん患者医療用補助具購入費助成事業について、1点お聞きしたいと思います。

がん患者医療用補助具購入費助成事業は、がん患者の方々にとって心身の負担を軽減する大変意義深い支援制度であると私は認識しております。

一方で、現在、この制度には申請の受付期間が定められておりまして、その医療用補助具の購入時期によっては制度を活用できない可能性があるのと、そういった声が私のほうに届いております。

特に、がん患者の方々の中には、体調や治療の状況によってすぐに申請手続きに着手できない場合も多く見受けられます。実際に、治療後に補助具を購入したが、その後の体調が不良ということで申請できなかったという事例も確認しております。

また、治療直後は体だけではなく精神的にも不安定な時期であり、制度を利用したくても煩雑な申請手続きが大きな心理的また身体的負担となっているケースもございます。

こうした実情を踏まえ、今現在は購入した年度内に申請をすると、年度内の、4月でも5月でも6月でもそうなんですけど、3月31日に購入したらその3月31日に申請をしなくちゃいけないというような状況になっております。こんな結構タイトな方もいらっしゃるということで、今回、その申請期間を柔軟な運用制度にちょっと見直していただきたいなというふうに思っております、そこで伺いたいと思います。

現在、購入した年度内という申請期限を購入してから1年とするような、より柔軟な運用に見直す考えを健康福祉部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

本事業につきましては、がん患者の治療と就労、社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、医療用ウィッグ、または乳房補正具の購入に要する経費につきまして、補正具それぞれ補助上限額を2万円とし、2分の1の費用を助成するものでございます。

議員御指摘の申請の受付につきましては、市のがん患者医療用補正具購入費助成金交付要綱第5条第3項の規定に基づき、助成金の交付の申請期限は、補正具を購入した日の属する年度の末日とすると運用しており、年度末の時期には購入から申請期限までにいとまがなく、議員御指摘のとおり手続を行うことが困難な状況が生じております。

こうした状況を踏まえ、議員御提案の申請の受付期間を購入から1年間とする柔軟な運用につきましては、本年度の購入から1年間の申請受付ができる対応をしてまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋勇樹議員。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常にうれしい御答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。今年度から購入から1年ということでございます。喜ばれる方が多くいらっしゃると思いますので、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、3項目めの質問に入らせていただきたいと思います。

3項目めの質問におきましては、本巢市地域生活支援拠点事業について1点お伺いしたいと思います。

実は、この質問に関しましては令和6年の第4回の定例会の一般質問でも取り上げました。全く同じ質問でございます。たった半年ぐらいいまだたっていないところなんですけれども、なぜこの半年のスパンで僕が質問するかということも後々ちょっとお話ししていければなというふうに思います。

まず、この本巢市地域生活支援拠点事業におきましては、障がいのある子どもの緊急時の受入れ及び対応機能の確保というものがあまして、それについては緊急を要すると考えており、本当にすぐにでも、もしかしたら今日その事態が起こるかもしれないし、明日起こるかもしれないという、災害と同じですね。そういった対応をすぐにさせていただきたいという思いで今回質問に入っております。

令和6年の第4回の定例会の一般質問では、障がいがある大人の緊急受入れの体制は整っている。ですが、障がい児、子どもですね。障がいがある子どもの緊急受入先は確保されていないという状況でした。緊急を要することからも、この点については早急に事業者を探していただきたいという思いです。現状の改善状況や今後の対応方針についてお聞きしていきます。

前回の質問から障がい児の緊急時受入施設の確保はできているか、健康福祉部長にお聞きします。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それでは、お答えさせていただきます。

令和6年第4回定例会の一般質問において、本市の地域生活支援拠点事業における緊急時の受入れ対応については、大人の受入れが可能な短期入所施設は市内に1か所、市外に1か所、児童福祉法における子育て短期支援事業は市外の児童養護施設2か所を確保しており、緊急時、障がいのある子どもの短期入所施設の確保については、今後、本市の障がい者地域自立支援協議会において検討すると答弁させていただいたところでございます。

これまでに開催した障がい者地域自立支援協議会においても本市の現状について説明し、検討を重ねているところですが、障がいのある子どもを受け入れられる短期入所施設は県内に少なく、利用するには保護者面談や審査があるなど、緊急時の受入れ施設の確保は難しい状況にございます。そのため、今後、障がい者地域自立支援協議会に障がい者の短期入所施設を運営する事業者に参加していただく予定であり、顔の見える関係性を構築し、本市における緊急時の障がい児の受入れについて検討していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋勇樹議員。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

まだ確保されていないということですので、一日も早い確保をお願いしたいと思います。

健康福祉部長への質問は以上でございます。重箱をつつくような質問ばかりで申し訳ございませんが、本当に私にお声をいただいた皆さんは非常に大きなことと捉えております。ぜひとも実現に向けてよろしく願いいたします。

それでは、最後の項目に入りたいと思います。

最後の項目は、新庁舎駐車場の有効活用についてということでございます。これは2点質問をさせていただきますと思います。

本庁舎が開庁して、間もなく1年を迎えようとしております。他の自治体や各他市町村の議員の視察も行われてきたことと思います。非常に注目されているなというふうに思っております。

また、市民の皆様からも、この新庁舎が建ってからその利便性や立地のよさについて多くの御意見をいただいたりとか、御提案をいただいているところでございます。

そうした中で、去る2025年5月22日から25日に開催されました第92回日本プロゴルフ選手権大会では、三甲ゴルフクラブ谷汲コースに多くの来場者が訪れ、大きなにぎわいを見せました。本市においても、市長からの御報告にもあったように、駐車場の確保など様々な面で協力をされ、地域の活性化に貢献されたと認識をしております。

一方、その期間は非常に活用されているなど、ほかにも活用されている時期はあったかと思いますが、現状としては市役所の休庁日には新庁舎の駐車場が十分に活用されていないという実態も見受けられます。今後、スポーツ大会や地域イベント等に併せて休庁日の駐車場を外部に貸し出すなど柔軟な運用をすることで、市有の財産の有効活用につながるんじゃないかなというふうに考えて、今回質問をさせていただきますと思います。

まずは前段にはなりますけれども、今後、休庁日の駐車場の活用についてお聞きしていきたいと思えます。

まず、新庁舎駐車場の貸出要件について現状どのような規定があるのか、総務部長にお聞きしたいと思えます。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

本庁舎の駐車場を貸出しする場合の規定でございますが、これは行政財産の目的外使用に該当します。本県市公有財産及び債権の管理に関する規則第8条の使用許可の基準に基づき許可を受けていただく必要があります。

その内容につきましては、職員及び当該施設を利用する者のために食堂や売店などの福利厚生施

設を設置するとき、市の施策の普及宣伝、その他公共の目的のため講習会等の用に短期間提供するとき、電気供給事業、運輸事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認めるとき、災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき、その他市の事務、または事業の遂行上やむを得ないと認めるときの5項目でございます。

これらの基準により申請者からの施設使用許可申請書の内容について審査し、許可もしくは不許可について通知書により通知すると定めております。

〔9番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋勇樹議員。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

それでは、本題に入りたいと思います。

前段でも触れましたが、市役所の休庁日には新庁舎の駐車場が十分に活用されていないという現状が見受けられております。

今後、スポーツ大会や地域イベント等の開催に合わせて新庁舎の駐車場を外部に貸し出すような柔軟な活用を行うことで市有財産の有効活用につながるというふうに考えておりますが、それに加えて、今年4月に開通しました東海環状自動車道西回りルートの本巢インターチェンジは既に活用されておまして、多くの方が使われております。

ここで御紹介というわけではないんですけれども、NEXCO中日本から情報提供をいただきまして、今現状、この本巢インターはどれだけ平均交通量があるのかなということをお調べしてきました。

岐阜インターから本巢インターの間は、平均日交通量は小型車が1日約2,300台、大型車が約300台、合計で2,600台がインターを使っている、乗り降りしているということでございました。このことから、今後インターチェンジの延伸や周辺整備が進めばさらなる往来の増加が見込まれます。

8月30日に大野神戸インターから本巢インターはつながるということで、くしくも8月30日という私の誕生日でございまして、非常にうれしい日にもなるかなということで、その日は乗ってやろうと思いますけど、それを加えると、もっともこの1日の交通量は増えてくるんじゃないかなというふうに思っております。

ちょっとごめんなさい。ちょっと余談が過ぎましたけれども、また、その周辺にはモレラ岐阜だったりとか、またもとまるパークといった集客施設が近隣に位置しておまして、市役所周辺も今後ますますにぎわいを見せることと期待をしております。

さらに、他市町村の方々もやっぱり本巢市の庁舎やもとまるパークを活用したイベントを開催したいという声が非常に多く私のほうに寄せられておまして、本市の公共空間に対する関心が高まりつつあると私は実感をしております。

こうした中で、こういったことを踏まえて最後の質問に入ります。

市役所休庁日における駐車場の有効活用について今後の方針をどのようにお考えか、総務部長にお聞きしていきたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えいたします。

本庁舎開庁以降の駐車場の使用許可の実績といたしましては、昨年8月の第29回根尾川花火大会の駐車場として許可したほか、もとまるパークで開催されたイベント時の駐車場としてもこれまで3回ほど許可しております。

今後につきましても市規則の使用許可基準に基づき許可していく方針となりますが、東海環状自動車道本巣パーキングエリアの開通を契機としたもとまるパークを活用したイベント開催時や市の関連イベントなど、市のにぎわい創出に必要な場合などにおいては駐車場を貸し出し、有効的に活用していきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

高橋勇樹議員。

○9番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

今後、積極的に有効活用していただきたいなと思いますし、惜しむことなく市のにぎわいのために公共空間の有効活用に努めていただきたいと思います。

今、駐車場としての用途ばかりだったと思いますけれども、あの駐車場をイベント会場とするということも考えられると思います。あれだけ広い200台以上確保できるような駐車場を一つのイベント会場にしてもとまるパークとのつながりをつくったりとか、本当に今後いろんな可能性があるのがこの本巣市の新庁舎だと私は感じております。

ぜひともこれからの有効活用に、本当に惜しむことなく活用させていただけると非常にありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（道下和茂君）

ここで暫時休憩をいたします。14時20分より再開をいたします。

午後2時06分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（道下和茂君）

それでは、会議を再開します。

続いて、10番 今枝和子議員の発言を許します。

○10番（今枝和子君）

皆様、長時間お疲れさまです。集中力も限界に近づく中での最後という、かなりやりにくい順番ではございますが、もうあと少しよろしく申し上げます。そして、どうか後味のよい御答弁をくださいますよう、重ねてお願いを申し上げます。

それでは、最初の質問、難病患者さんの支援についてお尋ねいたします。

国が指定する難病は、遺伝性疾患、自己免疫疾患、代謝異常症、血液疾患など大きく6個のグループに分けられており、令和7年4月1日現在、348疾患と大変多くあります。そして、その症状はそれぞれに異なり、比較的安定している疾患もあれば、そうではなく悪化し続ける疾患もあります。また、薬や手術による治療が可能な疾患もあれば、根治療法がなく、症状の緩和や管理が中心となる疾患もあります。

このように一くくりに指定難病といっても多種多様で、その支援ニーズはおのずと疾患によって異なっています。

そこでお尋ねいたします。

指定難病患者さんが現在受けられている支援にはどのようなものがあるのでしょうか。その支援内容と対象要件、また市内にどれほどの指定難病患者さんがいらっしゃるのか、その人数をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それではお答えさせていただきます。

指定難病患者が受けられる支援といたしまして、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づいた医療費の助成がございしますが、市民税の課税状況等に応じて、毎月の医療費にかかる自己負担上限額に基づいた御負担が生じます。

また、18歳未満の児童で国が定めた疾病を持つ小児慢性特定疾病児童には、児童福祉法に基づいた医療費の助成や補装具、日常生活用具の給付もございします。

医療費の助成につきましては、世帯の所得に応じた自己負担上限額が定められることとなりますが、本市では18歳以下の児童は医療費を免除しており、18歳以下の指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童に係る費用負担は発生しません。

車椅子や入浴補助用具等の日常生活用具の給付につきましては、世帯の所得に応じて費用の一部を負担していただいております。

さらに、難病患者やその家族への支援といたしまして、日常生活上での悩みや不安等の解消及び児童の健康の保持増進を図ることを目的に、県による支援制度の紹介や日常相談、医師による電話相談等が実施されております。

指定難病患者・小児慢性特定疾病児童も含んだ難病患者に対しましては、障害者総合支援法における居宅介護や短期入所等の介護給付、自立生活援助や就労支援等の訓練等給付といった障がい者と同等の2つの給付事業から成る障害福祉サービスの利用に加え、姿勢保持装置や電動車椅子等の補装具の支給、特殊寝台や特殊便器等の日常生活用具の給付が世帯の所得に応じて一定の自己負担が生じますが、安価にサービスが享受できることとなっております。

また、難病患者や小児慢性特定疾病児童の身体等における障がいの状況、世帯等の所得にもありますが、特別児童扶養手当や障害児福祉手当、特別障害者手当、障害年金といった金銭的な支援につきましても享受できる場合がございます。

指定難病患者の方に対しましては、障害者総合支援法に基づき、日常生活や社会生活を総合的に支援しており、一方、小児慢性特定疾病の児童等に対しましては、その児童の自立を支援するとともに、長期にわたり療養を必要とし、またその生命に危険が及ぶおそれがあることから、児童福祉法に基づき様々な支援が受けられるよう、それぞれ法律に基づきまして様々な支援が講じられております。

なお、本市における指定難病患者数は、令和6年度末において266人、小児慢性特定疾病児童数は31人となっております。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

指定難病患者さんの支援として、医療費助成や日常生活に必要な福祉装具の支援、また相談窓口など様々な体制が整えられており、本市における指定難病患者数は、昨年度末において266人、小児慢性特定疾病児童数が31人とのことでした。

今御答弁にありましたように、特別児童扶養手当や障害児福祉手当等は、指定難病患者さんでも精神や身体に一定以上の障がいがあることが対象要件です。これらも含め、医療費助成や福祉サービス等の制度だけでは、生活の質や精神的な支援に十分とは言えない現状があるのではないのでしょうか。制度にはごまがあります。

ある20代のお母さんからお話をお聞きする機会がありました。その方は、出産直後に新生児マススクリーニング検査により赤ちゃんが指定難病であると医師より告げられました。食品のたんぱく質に含まれている必須アミノ酸を別のアミノ酸に分解する酵素の働きが生まれつき弱い先天性の代謝異常症です。必須アミノ酸は体内で作ることができないため、食品より摂取しなければなりません。分解されないまま体内に蓄積されると脳に有害となり、知的障がいを引き起こすこと、そしてそれには根治療法がなく、食事療法が治療であると説明を受けられました。食事のたんぱく質を制限する食事療法です。

私たちがふだん口にするほとんどの食品は、たんぱく質を多く含んでいます。そのため、主食だ

けでなく、お菓子や飲物、調味料に至るまで低たんぱく食品を選択しなければならず、それでも毎日、毎回の食事に含まれるたんぱく質量を計算し、調整する必要があります。一方で、生命維持に必要な必須アミノ酸は治療用粉ミルクで補います。これが唯一の治療法で、一生続きます。

外出先でおなか为空いたからといって、お店で何かを買って食べることはなかなか難しいとおっしゃっていました。低たんぱく米で作ったおにぎりや低たんぱくのお菓子など、あらかじめ用意していつも出かけられるそうです。この低たんぱく食品を取り扱うお店は少なく、毎日の食事に必要な食品は専門のカタログ通販を利用されていますが、その値段に大変驚きました。かなりの高額です。

例えばお米の値段ですが、今皆さんとても敏感になっていると思います。私も5キロ2,000円台のお米を待ちわびる一人ではありますが、低たんぱく米は何と5キロ1万円前後です。これは今のお米の高騰とは関係なく、製造過程が複雑なため、5キロ1万円が通常価格です。

お米だけではありません。私たちが200円ほどで買い求めている4枚切り、6枚切りなどの食パン1袋は1,000円前後、パスタ5束も1袋1,800円。また、マヨネーズなどの調味料も含め、全ての食品が一般価格の5倍以上であり、これはもう物価高騰対策が必要なレベルです。

今回の問題提起はこれからです。

低たんぱく食品は治療法として必需品であるにもかかわらず、医薬品でも日常生活用具でもないため、医療費や福祉サービスの対象とはなりません。先ほどの特別児童扶養手当等も障がいが出ないように食事療法を頑張っておみえなので対象とはなりません。

私はとても大変な思いをされているこの厳しい現状をお聞きしたとき、これから先の手探りの育児の不安に加え、経済的な不安もかなり大きいだろうとお気持ちをお察しすると同時に、何か応援してあげられることはないだろうか、全国のどこかに先進事例はないだろうか、お母さんや赤ちゃんの顔を思い浮かべながら、必死の思いであれやこれやと調べてみました。そして、やっと見つけました。茨城県にありました。添付資料を御覧ください。

指定難病患者受給者証の提示により、市町村によって月額はそれぞれ違いますが、福祉手当の支給をされている事例がありました。医療費以外の生活費や介護費用の補助となるものです。私はこの一覧表を目にしたとき、経済的な負担を軽減できることは言うまでもありませんが、何より当事者やその御家族にとっては、一人じゃないよ、社会全体で応援しているよとの励ましにもなっているのではないかと思います。一人に寄り添う市町村の温かさを感じました。

私は、誰一人置き去りにしない、どの人も安心して生活できる、そんな本巢市の環境づくりの充実を望みます。

そこで、市長さんにお尋ねいたします。

本市において、指定難病患者福祉手当など難病患者さんへの支援についての御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長。

○市長（藤原 勉君）

それではお答え申し上げたいと思います。

先ほど健康福祉部長からの答弁にもございましたように、指定難病患者等に対する支援には、障害年金等や医療費の助成といった金銭的な支援に加え、介護給付や日常生活用具給付等の給付事業といった障害者総合支援法等に基づき支援が講じられているところでございます。

本巢市の支援といたしましては、これまで身体障がい者や精神障がい者等の方の自立への努力と生きがいをもたらし、福祉の増進に寄与することを目的に、独自の施策として障害者見舞金を障害者手帳等の等級に応じて支給してまいりましたが、障害者自立支援法や障害者総合支援法等の法律に基づく支援が充実してまいりましたことから、令和5年度でこの支援制度を廃止し、その代わりとして、障がい者福祉計画策定時のアンケートにおきまして、障がい者の養護者である御家族から多くいただきました、養護者の急病や事故等により家庭で介護できない場合であって、かつ短期入所施設等が満床等により利用ができない場合に、緊急的な短期入所施設を確保してほしいとの要望を受けまして、障がい者とその御家族の日常生活を支援する障がい者緊急短期宿泊制度を創設し、地域で指定難病患者を含む障がい者等やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援の方針を転換させていただいたところでございます。

先ほど来御質問であります議員御質問の指定難病者福祉手当等の支援策の創設につきましては、現在、障害者総合支援法に基づき、指定難病患者の方におかれましても支援を受けられていることから、福祉手当の支援制度を創設する場合には、指定難病患者のみならず、障がい者の方も含めた制度にする必要があり、令和5年度に廃止しました制度を再度制定することとなりますことから、慎重に判断しなければならないと考えております。

今後も国の難病対策や近隣自治体の動向などを見据えながら、障がいや疾病のある方が地域で安心して生活ができる環境整備やサービスを引き続き推進し、また検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

令和5年度に障害者手帳の等級に応じた障害児見舞金制度を廃止したことから、慎重に判断してまいりたいとの御答弁でした。とても残念です。

去る6月9日、今週の月曜日になりますが、国会の参議院予算委員会で、私の心に残るある国会議員の発言がありました。紹介させていただきます。

政治は、悩んでいる人、困っている人、苦しんでいる人を見つけて、そこに寄り添って手を差し伸べて、しっかり課題の解決をしていく、これが政治にとっては最重要ではないかと思っております。

すとの言葉です。

今回、小さな声を形にすることはできませんでしたが、どうか今後におかれましては、課題解決に向けた御検討をさせていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

指定難病は一般的に人口の0.1%程度、つまり1,000人に1人程度が罹患すると言われています。中には10万人に1人しか発症しない病気も存在します。当事者が少ないゆえに現場の声を聞ける機会も少なく、支援の広がりが進んでいない現状があるのではないのでしょうか。私は彼女との出会いは大変貴重であったと実感しております。

それでは気を取り直しまして、2つ目の質問、安心して搾乳できる環境づくりについてお尋ねをいたします。

自分で母乳を搾る搾乳は、2,500グラム未満のリトルベビーを出産した母親が抱える悩みの一つです。リトルベビーの場合、先に退院した母親は、新生児集中治療室に入院する赤ちゃんに搾乳した母乳を届けることになります。このリトルベビーの誕生は、2023年では約7万人で、約10人に1人の割合です。

現在、公共施設や多くの人が利用する商業施設に授乳室の設置は進んでいますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだまだ一般の理解が進んでいないようです。しかしながら、赤ちゃんと一緒になくても、気兼ねなく授乳室で搾乳ができるようにと、授乳・搾乳室マークを作成する取組が各地で広がっており、国もこの課題に動き始めたことから、今回質問をさせていただきます。

搾乳はリトルベビーだけには限りません。出産後の女性の中には、長時間の外出や出産後すぐに職場復帰したなど、様々な理由から必要な場合があります。母乳は産後の母体内では作られ続け、授乳する頻度と同じように3時間から4時間ごとに搾乳をしないと、分泌が悪くなったり、乳腺炎などを起こすおそれが高くなるため、外出中や勤務先であっても定期的な搾乳が必要となるわけです。ですが、1人で授乳室を利用している際に、赤ちゃんが一緒にいないのに1人で一体何をしているんだと、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられたという事例が全国的にあることや、授乳室から出るとき、周りに人はいないか、1人で使っていることを誰かにとがめられないか不安でびくびくしていましたと母親からの不安の声が多く寄せられているのが現状です。

WHOは2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、ILO、国際労働機関による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めています。海外では企業に対して、従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っています。しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表示にしている行政施設や大型商業施設なども存在はしますが、まだまだその数は少ないのが現状です。

本年1月16日の参議院予算委員会では、公明党の佐々木さやか参議院議員が国土交通省のバリアフリーガイドラインに授乳室での搾乳が可能であることについて記載するよう求めたところ、その記載を充実させ、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁がありました。子ども家庭庁からも、

国交省と連携した周知啓発の検討が示されました。

女性が出産後、安心して社会参画ができ、健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において安心して搾乳ができる環境を整えることが重要であると考えます。

ここで添付資料を御覧ください。

厚生労働省から事業主の皆様への啓発文書ですが、「職場に搾乳室を作りましょう」と環境づくりの推進をしています。

そこでお尋ねいたします。

本市においても、出産した女性への支援を充実するため、公共施設や商業施設の授乳室に搾乳室の併記や、市内企業における環境づくりなどに取り組んでいただきたいと考えますが、その御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それではお答えさせていただきます。

赤ちゃんを含む子育て世代が安心して外出しやすい環境を整えるため、近年は公共施設や商業施設などで授乳室の整備が進んでおります。本市の公共施設におきましては、市役所本庁舎、もとまるパーク管理棟、子どもセンターなどの7施設に設置しているところでございます。

また、本県市の授乳施設一覧といったサイトによりますと、市内のモレラ岐阜やイオンタウン本巣等の民間の5施設に、箇所数は不明ですが、授乳施設が設置されていると掲載されています。

しかしながら、入院中の低出生体重児に母乳を届ける必要のある方や、産後に復職した方で定期的な搾乳を必要とする方にとって、新生児や乳児を連れていないと授乳室の利用がしづらいこともあります。議員御指摘のとおり、まだまだ一般の方の理解が進んでいないのが現状であり、必要な方が人目を気にすることなく1人で搾乳ができる環境を整えていくことは大変重要であると考えております。

そのため、神奈川県がNPO法人与連携して作成した、女性が1人で授乳室に入り、搾乳ができることを示すシンボルマークを活用し、授乳室のある公共施設に搾乳マークの表示を行い、市内商業施設等にも搾乳マークを配布し、授乳室に表示していただくよう依頼してまいります。

また、授乳室での搾乳の社会的な理解促進につなげるため、市ホームページにおいても周知啓発に努めてまいりたいと考えます。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

公共施設や市内商業施設の授乳室に搾乳マークを配布していただけるとのことでした。母親の心の負担が和らぐことを期待いたします。

ここで再質問をお願いいたします。

市内事業者さんへの具体的な啓発についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの再質問についての答弁を担当部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それではお答えさせていただきます。

先ほど御答弁させていただきました市ホームページによる周知啓発に加え、厚生労働省が事業者向けに作成しました、「職場に搾乳室を作りましょう」といったチラシを商工会に提供させていただき、会員の方からの各種相談の際に配布していただきますとともに、窓口に掲示していただくことに加え、本チラシをデータで提供させていただき、商工会の電子サイネージでも掲示していただけるよう、商工会において御配意いただくことで対応してまいります。

生産年齢人口が減少し、全国的に女性の活躍を促進する動きがある中、出産後、早期に職場復帰し活躍される女性が働きやすい環境となるよう、市といたしましても取り組んでまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

続いて、移動式赤ちゃん駅への同様の取組についてお尋ねをいたします。

移動式赤ちゃん駅とは、イベント会場などで授乳やおむつ交換ができるスペースを提供する移動式のテントのことです。2018年12月議会で提案をさせていただき、2019年より本市に配備をしてもらいましたが、その直後から新型コロナウイルス感染症が拡大、各地でのイベントはほとんど全て自粛となってしまいました。そのため、市民の皆様にもなかなか目に触れる機会がありませんでしたが、最近では各種イベントも多くなり、今後活用が増えるのではないかと思います。

そこでお尋ねをいたします。

移動式赤ちゃん駅への搾乳表示と今後の活用についての御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

それではお答えさせていただきます。

市が所有する移動式赤ちゃん駅につきましては、現在、テントに搾乳マークの表示がないことから、分かりやすく表示してまいります。また、今後の活用につきましては、各種イベント等で積極的に活用いただくよう周知し、市ホームページにおいても搾乳ができるスペースであることを周知してまいります。

定期的な搾乳を怠ると、母乳がたまって乳房が張り、放置してしまうと乳腺炎になる可能性や母乳が減る可能性があることから、出産後の女性が安心して外出ができるよう、市といたしましても対応してまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

搾乳マークが多くの方々の目に触れることで、周囲の理解促進につながると思います。よろしくお願いいたします。

次に、3つ目の質問、不登校の児童・生徒の居場所の一つとして、給食センターを活用することについてお尋ねをいたします。

本市の給食は、皆さんも御存じのように、地元の食材をふんだんに使い、手作りを重視した献立が特徴で、とてもおいしいと定評があります。毎月1回、もとまる給食の日には、市内で生産された食材を100%使用した給食も提供されています。子どもたちにとってはとてもよい思い出の一つとなっているようで、卒業後も給食がおいしかったと振り返り、話してくれる子にたくさん出会ってきました。

しかし、そんなうれしそうに話す子を眺めながらも、同時に学校に通うことができず、このおいしい給食を食べていない子どもたちもいるようなあとも思っていました。そんなある日、とある記事が私の目にとまりました。

それは、八王子市で不登校支援の一環として給食センターを開放、学校に通えない子どもたちに給食を提供し、大きな反響を呼んでいるという記事です。

八王子市では、不登校の子どもたちは給食を食べることができない、それが残念だとの思いをきっかけに、学校には行けなくても給食センターなら来れるかもしれないと招待状を作り、取組がスタートしたそうです。私はとても共感しました。

昨年度、その給食センターを訪れた児童・生徒は147人にも上ったそうです。また、中には初めて給食を食べるとい子もいるなど、給食がきっかけで外出するようになった子や、新年度から登校できるようになった女子生徒もいると書かれていました。この女子生徒は給食の調理に興味を持ち、釜をかき混ぜる手伝いなどをして、調理がこんなに好きだなんて自分では気づかなかったと笑顔を見せるまでになったとのこと。専門家もこのような取組を、子どもたちと社会との新たな接点として独自の価値があると評価していました。

また、私も食事の時間は言葉だけでなく笑顔や身ぶり、食べる姿など、言語ではないコミュニケーションも含まれ、これらを通じて子どもが心を開きやすくなることも期待できるのではないかと思います。

そこでお尋ねいたします。

不登校支援の一環として、本市における給食センターを活用することについての御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長。

○教育長（川治秀輝君）

不登校支援の一環としての給食センターの活用についてお答えします。

全国で約34万人と増加の一途をたどる不登校の問題は、本市においても喫緊の課題と言えます。不登校対応で最も大切なことは、心を閉ざし、ひきこもってしまう状況をつくらず、どこかで人とつながり、人との関わりの中で学びや育ちの機会をつくり、社会的自立に向けて支援することにあります。

本巣市においては、昨年度、不登校に定義される年間30日以上欠席があった児童・生徒は112人でした。そのうち約30人が本巣の学び舎に通い、自分のペースで学びを続けています。そのほかの児童・生徒も、学校や教育委員会、医療機関などと何らかのつながりがあり、どこかで人との関わりが生まれる個別の支援を進めることができています。しかし、年間100日以上長期欠席の児童・生徒が37人おり、多様な教育機会や心理的安全性のある居場所づくりをさらに進めていく必要があります。

私は常々、学校に來られていない子どもは給食を食べることができていない、栄養満点でおいしい本巣の給食を食べてもらいたいと考えていました。そこで、この機会に本市の新たな不登校支援として、給食センターを本巣の学び舎に続く第2の居場所にし、給食を通して社会とつながるきっかけにしていくために、給食センター「もとまる食堂」をオープンさせます。

既にその準備を具体的に進め、早速来週の6月16日から学校に來られていない子に対し、無料で給食を提供していきます。今のところ、年間を通して毎週1回、給食センター2階会議室を「もとまる食堂」として開放し、地元産のもとまる給食の日やふるさと食材の日など、特に魅力的な献立を提供していきます。初日は、子どもたちが大好きなもとまるハヤシライスと地元産のニジマスのフライなどの献立としました。既に学校に來られていない子へは、「学校が苦手な子へ。おいしい給食を食べにおいでよ！」と題した招待状をお渡しし、今日までに3人の児童・生徒と4人の保護者の合計7人の参加希望がありました。気楽に來られるよう、申込みがなくても当日も受け入れられるようにしてあり、さらなる参加も見込まれます。

食は、子どもたちの楽しみであり、心と体を元気にするものです。食には心身の健康を保持増進させ、心を満たす大きな力があります。さらには、人とのコミュニケーションを生み、人とのつな

がりを深める力もあります。

新たな給食センター「もとまる食堂」の誕生により、出来たてのおいしい給食と安心できる居場所の存在が、子どもたちの未来への一步をそっと後押しし、家族以外の人や社会とのつながりになることを願っています。

これらの取組を進める中で、私が今強く感じていることは、不登校を経験した子どもや親が辛いのは、不登校というレッテルを貼られることにあるのではないかということです。学校に行けないことは、一人一人の居場所や学ぶ場所が違うだけという本巢市をつくっていききたいと思うのです。不登校を特別視するカルチャーをなくし、不登校という言葉のない本巢市をつくり上げる、そして多様な教育機会や居場所を確保し、社会とつながり、さらには学校につながっていく支援を今後進めてまいります。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

早速、具体的に取り組をしていただき、大変にうれしく思います。

また、初回となる16日には7人もの参加希望があったということもとてもうれしいです。新たな「もとまる食堂」の誕生で、何かが始まる子どもが誕生することを願っています。

また、給食センターのスタッフの皆様にも感謝申し上げます。そして、不登校という言葉のない本巢市、本当に大事なことだなと思います。これからもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

最後の質問、手ぶら登園についてお尋ねします。

手ぶら登園とは、お昼寝布団や未満児のおむつ等を民間事業者との定額の契約により直接保育施設に届けられるというものです。大きな荷物を抱えての登園や、おむつ1個ずつに名前を記入する必要がなくなるなどのメリットがあります。本巢市内の認可保育園では開園当初より導入をされており、園長先生にお聞きしたところ、保護者さんにも保育士さんにも、両者の負担軽減となっていて好評であるとのことでした。

また、本市におきましても、今年度より市内幼稚園でお昼寝布団のサブスクを導入されました。そこで、おむつのサブスクも導入することで、さらに両者の負担軽減となることからお尋ねをしたいと思います。

今、共働き家庭が増えている中、限られた時間の中で仕事、家事、育児をこなし、さらに子どもと過ごす時間をどうやって捻出するかを考えている保護者は多いと思います。お父さん、お母さんにゆとりがあることは、子どもたちの笑顔につながります。子育てで親が持っておきたい3つの余裕があるそうです。1つは時間の余裕、2つは心の余裕、そして3つ目が体力の余裕です。

皆さんも御経験があるのではないのでしょうか。自分にゆとりがあるときには、気長に子どもと付

き合うことができますが、自分に余裕がないとつい口調がきつくなってしまうたり、子どもの話を聞くより先に怒りが爆発してしまうことが。

手ぶら登園は、おむつ一つ一つに名前を書く時間を別のことに充てられる、登園時の荷物の量が減るなど、毎日のちょっとした不便が解消されます。保育士さんにとっても、園児一人一人のおむつの個別管理の手間がなくなり、その子どもと関わる時間に充てられます。このちょっとした不便の解消の積み重ねが、毎日のゆとりにつながると期待します。

そこでお尋ねをいたします。

今年度より市内幼児園に導入されましたお昼寝布団のサブスクはどのような状況でしょうか。また、おむつのサブスク導入はいかがお考えか、御見解をお聞かせください。

○議長（道下和茂君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（高木孝人君）

お昼寝布団サブスクの現状と、おむつのサブスク導入の見解についてお答えさせていただきます。

お昼寝布団のサブスクにつきましては、保護者の登園準備にかかる時間の短縮や荷物の軽減が図られることから、共働き世帯の増加に伴い、保護者にとって大きなメリットがあるものと考え、本市では本年度より導入を開始いたしました。このサービスは、保護者が月額利用料を支払うことで、事業者が布団の洗濯や配送を代行し、月4回園に届ける仕組みとなっております。

導入に当たっては、昨年度実施した保護者向けアンケートにおいて100件を超える利用希望の声が寄せられたことから、事業を開始したところでございます。しかしながら、現時点での実際の利用者数は25名にとどまっており、費用負担への懸念のほか、新規購入、譲り受けた布団を使用しているケース、また制度の内容に対する理解不足など、様々な要因があると考えております。

一方で、兄弟で通園されている保護者からは、登園時の荷物が減って負担が軽減されたといった声も寄せられており、一定の効果も見られています。

今後は、入園申込時や保護者説明会など、機会を通じて、制度の内容やメリットについて丁寧な周知を行い、新たに入園される園児を中心に利用を促していきたいと考えております。

次に、おむつのサブスク導入についての見解でございます。

このサービスは、保護者が毎月定額の利用料を支払うことで、園におむつが直接配送される仕組みとなっており、登園時におむつを持参する必要がなくなるほか、1枚ごとの名前記入といった手間が省けるなど、保護者の負担軽減が期待されております。また、園側にとってもおむつの個別管理が不要となることから、保育士の業務負担の軽減にもつながるものと考えております。

一方で、使用可能なメーカーが限られていることや、園児の肌質によってはおむつが合わないといった懸念も想定されます。

今後は、サービス提供事業者へのヒアリングを行うとともに、必要に応じて実証的な取組も視野に入れながら、保育現場で働く職員の声にしっかりと耳を傾け、保護者の利用ニーズについても把

握し、導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（道下和茂君）

今枝和子議員。

○10番（今枝和子君）

ありがとうございました。

お昼寝布団のサブスクについては、利用者数は希望者よりは少ないものの、一定の効果が見られるとのことでした。そして、おむつのサブスクについても導入に向けた検討を進めていただけたとのことでした。

手ぶら登園となることで、子どもと関わる人たちにゆとりが生まれ、より穏やかな育児の一助となることを願い、私の一般質問を終わります。最後の最後までありがとうございました。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

6月13日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時05分 散会

